

令和3年度（2021年度）  
自己点検評価書

令和4(2022)年6月  
福島学院大学  
福島学院大学短期大学部



# 福島学院大学 自己点検・評価報告書 2021

## 刊行にあたって

自己点検・評価とは、「大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うこと」とされており、その実施と結果の公表を行うよう学校教育法に明示されています。

現在、本学の在校生の8割が福島県内出身者であり、卒業生の多くは出身地に戻って就職しています。福島で学ぶ学生に対し、学問的な知識を教授するだけでなく、東日本大震災の地震と津波、そして原発事故と風評という世界史に残る複合災害からの復興の道を歩んでいる「ふくしま」でなければ学べない教育を提供し、福島ならではの「生きる力」「生きぬく力」を育む機会をつくるのが大事だと考えています。このような考えのもと、「ここで学んでよかった」「卒業してよかった」と言われる、これからの地域を支える人材である学生を主役とする『学生第一の大学』、そして地域を支え地域に貢献する『地域になくてはならない大学』を第2期中期計画の理念に据えています。

これらの理念を達成するために、本学がどのような教育をし、大学の運営を行っているのかを自己点検・評価をしなければなりません。学生に対する教育の質の保証ができる大学であることを「見える化」することによって『学生第一の大学』であることを示し、本学の姿勢・取り組みを地域の方々に知っていただくことによって、『地域になくてはならない大学』につながっていくものと考えています。

本報告書は、「自己点検・評価に関する規程」により設置されている自己点検・評価委員会が中心となってとりまとめたものです。本学の今を学生や地域の方々にも知っていただくために、本報告をホームページ等で公表するだけでなく、積極的に広報をしていかなければなりません。

なお、本学が実施した自己点検・評価の結果を第三者の視線で検証していただくため、大学運営・組織運営に関する見識を有する学外の方々に委嘱し、外部評価委員会を開催しています。本学教育・研究の質向上と改善に資する貴重な提言をいただきながら、『学生第一の大学』『地域になくてはならない大学』、そして『社会の公器』としての大学の姿を目指して、大学改革に挑戦し続けてまいります。

令和4年6月

福島学院大学  
福島学院大学短期大学部  
理事長・学長 桜田葉子

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	33
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	68
基準 A. 地域における連携・支援事業	69
V. 特記事項	74
VI. 参考資料	75

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 創立者と本学院の発祥

本学院は、昭和 16 (1941) 年 2 月 15 日に、菅野八千代 (1914~2004) が福島県の認可を得て福島市栄町 (福島駅前地区) に設立した福島高等洋裁学院がその発祥である。菅野八千代は、杉野ドレスメーカー女学院や山脇服飾美術学院で学び、東北の洋装文化の発展を目指し、洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位の向上を目指した。

戦後混乱期には県内各地でファッションショーを開催し、女性の自立に繋がる洋裁の振興を通して社会への貢献を続けた。さらに、県内に 4 校の分教場を設けることによって、洋装文化の向上と浸透に努めた。

福島高等洋裁学院は昭和 24 (1949) 年に私立学校法により財団法人となり、官立福島師範学校教員であった夫の菅野慶助 (1907~1991) も経営に参加し、昭和 51 (1976) 年 3 月には、学校法人福島ドレスメーカー専門学校と改称した。

昭和 60 (1985) 年 4 月に福島女子短期大学服飾美術科に創立の理念を引き継ぐまで、卒業生は 2 万人を超え、教育を通じた女性の社会的地位向上と社会文化の向上を目指した創立者の志は現在にまで引き継がれている。

この間、菅野慶助は高等教育機関の設立を昭和 38 (1963) 年から進め、昭和 40 (1965) 年度に保育科の設置認可申請、昭和 41 (1966) 年度に福島女子短期大学 (現. 短期大学部) を開設したことが、現在の福島学院大学 (以下「本学」という。) へとつながっている。

#### 〈本学の建学の精神〉

「真心こそすべてのすべて」

昭和 16 (1941) 年の開学以来、人間としての真心 (Sincerity=偽りや飾りのない心) と思いやり (Hospitality) を涵養することを建学の精神としてきた。

### 2. 使命・目的

本学は建学の精神に基づき、その使命・目的を次のとおり福島学院大学学則 (以下「学則」という。)、福島学院大学大学院規則 (以下「大学院規則」という。) 及び福島学院大学短期大学部学則 (以下「短期大学学則」という。) にそれぞれ定めている。

#### ○学則第 1 条

本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity (真心) と Hospitality (思いやり) を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、地域社会に積極的かつ実践的に貢献することを目的とする。

#### ○大学院規則第 2 条

大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力及び高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的とする。

### ○短期大学学則第1条

本学は教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、Sincerity（真心）とHospitality（思いやり）を教育の根本におき、広く知識を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、職業及び実際生活に必要な人材を育成することを目的とする。

### 3. 個性・特色等

本学は、建学の精神及び使命・目的の具現化を目指して、高度専門職業人又は幅広い職業人を養成するために教育研究の質的向上を図るとともに、実効性のある社会貢献を通して、「地域に選ばれる大学」、「地域になくてはならない大学」であることを個性・特色としている。

#### (1) 高度専門職業人又は幅広い職業人の養成

大学院では、公認心理師の資格取得を目指す高度な人材を養成している。

学部・短期大学部の5学科は、社会が求める有用な人材の養成を図り、これまで約22000名の卒業生を社会に送り出してきた。卒業生のほぼ8割は福島市を中心としたエリアに就職しており、児童相談所や病院等の心理職や、女性の社会進出に伴い需要が高まる保育所等の保育士や幼稚園教諭として、また栄養士、更には企業の事務職・営業職など、幅広い職域で活躍している。

#### (2) 実学と連動した社会貢献の推進

現在（令和2年度）本学には、大学院心理学研究科（収容定員14名）、福祉学部（収容定員440名）、短期大学部3学科（保育学科、食物栄養科、情報ビジネス科、3学科収容定員520名）が設置されている。

大学院及び学部・短期大学部の5学科は、併設されている心理臨床相談センターや地域連携センターにおける活動を通して、教育を実学へと結びつける社会連携を推進している。

## II. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和16(1941)年	創立者・菅野慶助、菅野八千代により洋裁教育を通じて婦人の教養及び社会的地位向上を目的とし、福島学院大学の前身となる福島高等洋裁学院を開校
昭和24(1949)年	私立学校法により財団法人となる
昭和41(1966)年	緑ヶ丘短期大学開学、保育科開設
昭和43(1968)年	福島女子短期大学に名称変更、服飾美術科、食物栄養科開設
昭和46(1971)年	福島女子短期大学保育科第二部開設
昭和49(1974)年	福島女子短期大学附属幼稚園開設
昭和51(1976)年	福島高等洋裁学院を学校法人福島ドレスメーカー専門学校へ名称変更
昭和60(1985)年	学校法人福島ドレスメーカー専門学校廃止、福島女子短期大学秘書科開設
平成元(1989)年	生活教養科開設（服飾美術科・学科名変更）
平成4(1992)年	学校法人福島学院に法人名称変更
平成12(2000)年	福島学院短期大学に名称変更し男女共学化

## 福島学院大学

	生活デザイン科開設（生活教養科・学科名変更）
	情報ビジネスコミュニケーション科開設（秘書科・学科名変更）
平成 13（2001）年	福祉心理科、専攻科福祉専攻第一部開設
平成 14（2002）年	情報ビジネス科開設（情報ビジネスコミュニケーション科・学科名変更）
平成 15（2003）年	福島学院大学開学、福祉学部福祉心理学科開設 福島学院短期大学生活デザイン科、福祉心理科募集停止（大学へ定員振替）
平成 16（2004）年	福島学院大学短期大学部、福島学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 18（2006）年	福島駅前キャンパス開設
平成 19（2007）年	大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）開設
平成 24（2012）年	福島学院大学短期大学部 専攻科 臨床栄養専攻・情報ビジネス専攻開設
平成 25（2013）年	大学院心理学研究科臨床心理学専攻に研究科名変更 大学院心理学研究科こども心理専攻開設
平成 27（2015）年	福島学院大学福祉学部こども学科開設 福島学院大学附属幼稚園を幼保連携型福島学院大学認定こども園へ移行
平成 29（2017）年	福島学院大学短期大学部 保育科第二部及び専攻科 福祉専攻第一部・ 臨床栄養専攻・情報ビジネス専攻廃止 福島学院大学短期大学部 保育科第一部を保育学科、食物栄養科を食物栄養 学科、情報ビジネス科を情報ビジネス学科に学科名変更
令和元（2019）年	大学院心理学研究科こども心理専攻廃止

## 2. 本学の現況

### ・大学名

学校法人福島学院大学 福島学院大学大学院

学校法人福島学院大学短期大学部

### ・所在地

福島県福島市宮代字乳児池 1-1（宮代キャンパス・法人本部）

福島県福島市本町 2-10（福島駅前キャンパス）

### ・大学院（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）

大学院 心理学研究科（福島駅前キャンパス）臨床心理学専攻

### ・学部、短期大学部構成（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）

福祉学部（宮代キャンパス、駅前キャンパス）

福祉心理学科

こども学科

福島学院大学

短期大学部（宮代キャンパス、駅前キャンパス）

保育学科

食物栄養学科

情報ビジネス学科

・ 学生数、教員数、職員数（令和3（2021）年5月1日現在）

（学生数）

大学院 心理学研究科

専攻	入学定員	収容定員	数 入学者			数 在学者			留年者数	社会人学生	留学者数	海外派遣学生
			男	女	計	男	女	計				
臨床心理学専攻	7	14	2	3	5	6	8	14	0	0	0	0
合計	7	14	2	3	5	6	8	14	0	0	0	0

福祉学部

学科	入学定員	収容定員	数 入学者			数 在学者			留年者数	社会人学生	留学者数	海外派遣学生
			男	女	計	男	女	計				
福祉心理学科	70	280	25	45	70	112	145	257	8	0	0	0
こども学科	40	160	5	40	45	30	114	144	1	0	0	0
合計	110	440	30	85	115	142	259	401	9	0	0	0

短期大学部

学科	入学定員	収容定員	数 入学者			数 在学者			留年者数	社会人学生	留学者数	海外派遣学生
			男	女	計	男	女	計				
保育学科	150	300	5	66	71	10	158	168	6	0	0	0
食物栄養学科	50	100	12	24	36	21	39	60	2	0	0	0
情報ビジネス学科	60	120	22	18	40	43	31	74	3	0	0	0
合計	260	520	39	108	147	74	228	302	11	0	0	0



福島学院大学

(教員、職員数)

大学院 心理学研究科

専攻	教授	准教授	講師	助教	計	助手
臨床心理学専攻	7	1	1	2	11	0
合計	7	1	1	2	11	0

※大学院教員は、福祉学部教員が併任

福祉学部

学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手
福祉心理学科	9	1	3	3	16	0
こども学科	7	3	3	1	14	0
合計	16	4	6	4	30	0

短期大学部

学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手
保育学科	5	2	6	0	13	0
食物栄養学科	2	0	3	1	6	0
情報ビジネス学科	4	1	1	0	6	0
合計	11	3	10	1	25	0

職員数

専任職員	31
特別職員	18
派遣職員	1
合計	50

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の教育の使命・目的は、建学の精神に基づき、福島学院大学は福島学院大学学則の第1条（本学の目的）に、短期大学部は福島学院大学短期大学部学則の第1条（設置目的）に、大学院は福島学院大学大学院規則の第2条（目的）に具体的に明示している。

また、教育目的は、福島学院大学は福島学院大学学則の第6条の3（教育目的及び人材育成の目的）に、短期大学部は福島学院大学短期大学部学則の第5条の2（教育目的及び人材育成の目的）に、大学院は福島学院大学大学院規則の第7条（教育研究及び人材育成の目的）に具体的に明示している。

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、平易な言葉を用いて具体的に簡潔に文章化している。

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、教育理念「感銘と感動を与え、知的好奇心を喚起する授業の実施を目指すと共に、自らの人生を創造的に生きようとする学生を受け入れ、支援する」に基づき、学生を育成することを使命・目的としている。学生の知的好奇心を活性化させ、高い授業効果を目指すために、講義・演習・実技共に教員・学生相互のコミュニケーションを重視した多様な教育を導入している。本学の特色である基礎力・人間力を磨く独自の教育については本学ウェブサイトや大学案内パンフレット等で示している。

##### 1-1-④ 変化への対応

少子社会における幼児教育の高度化を図るため、平成 27(2015)年度に福祉学部子ども学科を設置するなど、社会情勢の変化に応じて社会に求められる人材を育成するための学則等の改定を行っている。

##### (3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長及び各学科長を中心とした教学委員会において、適宜、継続的な検証を行い、自己点検評価活動を継続する。さらに、自己点検評価結果を令和2年度に設置した外部評価委

員会に諮ることにより、社会状況の変化をよりの確に捉え、適時、適切な改善と向上に取り組んでいく。

▶エビデンス（資料編）

- 【資料 1-1-①】 福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則  
本学ウェブサイト  
<http://www.fukushima-college.ac.jp>
- 【資料 1-1-②】 大学案内パンフレット  
教務・履修ガイド
- 【資料 1-1-③】 授業計画（シラバス）
- 【資料 1-1-④】 福島学院大学学則（抜粋）

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学においては、使命・目的及び教育目的などの学則等の策定・改定の際には、学科内会議、運営委員会、常任理事会、教授会、理事会を経て決定されており、その審議・承認の課程で教員の理解と支持を得ている。職員に対しては、学科内会議の審議・承認の結果が運営委員会で報告され、出席した役職員から各職員にその内容を確実に伝えている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、本学ホームページ、大学案内パンフレット、学生ハンドブック等に掲載することで学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を具現化するため、令和元年度策定の「第二期中期計画」において、「学生第一」と「地域になくてはならない」という二つの理念を掲げ、その理念を達成するための4つのビジョン（1. 教育・研究の充実 2. 地域連携の強化、3. 組織の改革、4. 経営基盤の確立）を示した。教育研究及びそれに紐づく地域との連携、組織強

化を行うことで具体的な実現を目指す。

以上の観点から、本学の使命・目的及び教育目的は中長期的な計画に反映されていると評価する。

#### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

大学全体及び各学科における三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）には、使命・目的及び教育目的を反映しており、外部識者により整合性を点検・検証した上で運用している。

#### 1-2-⑤ 教育・研究組織の構成とその整合性

本学における教育研究組織の構成と整合性については、本学の教育目的達成のために、福島学院大学学則第 6 条の 3 及び福島学院大学短期大学部学則第 5 条の 2 に示すように、学士課程は福祉学部福祉心理学科、こども学科の 1 学部 2 学科、短期大学部は保育学科、食物栄養学科、情報ビジネス学科の 3 学科が設置され、宮代キャンパス(こども学科、保育学科、食物栄養学科)と駅前キャンパス(福祉心理学科、情報ビジネス学科)の 2 キャンパスを有している。

また、大学院附属心理臨床相談センター、福祉学部こども学科附属子育て支援センターを設置している。

上記学部及び学科構成は、学則第1条に定める大学の目的の趣旨に適合しており、福島学院大学学則第6条の3及び福島学院大学短期大学部学則第5条の2で定める各学部・学科の教育研究上の目的を達成するものである。

また、教養教育の体制についても適切に整備することによって、教育・研究組織の構成を強化し、整合性を図っている。教養教育の科目は、学科毎に「教養教育科目」として運用されており、教学委員会、運営委員会、教授会では、全学共通科目に関わる基本方針、教育課程の運営・管理及び必要な調整に関する事項等を審議している。

各学部学科は、収容定員数及び授与する学位の種類、取得できる資格に応じ、必要な専任教員数を配置している。また、大学、短期大学部学則第 9 条で教職員の組織、第 11 条で「教授会」等の会議について規定しているほか、各種委員会等設置規程に基づき、教育・研究組織の適正な運営ができる体制を整備している。教育研究組織は、使命・教育目的及び教育目標と整合性が図られている。

#### ▶エビデンス

- 【資料 1-2-①】 第二期中期計画  
理事会議事録
- 【資料 1-2-②】 本学ウェブサイト
- 【資料 1-2-③】 第二期中期計画  
第二期中期計画管理表
- 【資料 1-2-④】 教学委員会規程
- 【資料 1-2-⑤】 本学ウェブサイト

### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標に基づいた3つのポリシーは、継続的な検証が必須であり、アセスメントポリシーに則した検証を行い中期計画を通してさらに明確に反映させていく。

#### [基準1の自己評価]

本学は、建学の精神と教育理念を踏まえ、学部学科、研究科専攻毎に教育目的を学則等で明文化できている。これらはいずれも本学の特色を明らかにするものであると同時に、学校教育法第83条第1項に規定されている大学の目的にも沿っている。本学はこれらの教育理念や教育目的等を大学ウェブサイトや大学案内パンフレット等を通して社会に広く公表できている。また、各種委員会・会議を通し学内の教職員にも周知できている。

本学は教育理念や教育目的の更なる実現に向けて、「第二期中期計画」を策定し、重点的に取り組む課題を設定しながら諸施策を遂行している。それに関わる活動状況については、本学ウェブサイトや大学報等の刊行物を通して社会への発信にも努めている。

以上のことから本学は、「基準1.使命・目的等」の趣旨を満たしていると評価できる。

## 基準2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところに基づき、広く知識を授けるとともに深い専門性を教授研究して人格の完成に努め、高い知性を有する社会的な人材の育成を目的としている。

令和2年度に教学委員会を中心に3つのポリシーを全面的に見直した。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学・学部・学科とも文部科学省が定める学力の三要素、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」をもとに策定し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために、本学が入学志望者に求める「入学までに必要な知識・技能や能力、目的意識、意欲」について示した。アドミッション・ポリシーには大学での学修期間だけでなく、自立した社会人像を意識した内容も含まれており、自身の将来をイメージしやすくなっている。更に、アドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜するため、入学者選抜の種別毎に「入学者選抜の基本方針」を定めている。

アドミッション・ポリシーは、「大学案内」、「選抜要項」、本学ウェブサイト等により公表するとともに、オープンキャンパス、学外主催の進学ガイダンス、高等学校進路指導担

当教員向け入試説明会、高等学校訪問等を通じて、生徒、保護者、高等学校進路指導担当教員等に対し、具体的に説明・周知している。

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学はアドミッション・ポリシーに沿った学生を獲得するための入学者選抜として福祉学部4選抜（一般選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦型選抜、総合型選抜）、大学院2選抜（一般選抜、内部進学者選抜）、短期大学部4選抜（一般選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦型選抜、総合型選抜）を実施している。

これは大学で学ぶに相応しい一定の学力を備えているかを学力試験で判定し、また、すべての入学者選抜において面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生かどうかを総合的に評価している。

大学院は社会に出た後に仕事をしながら学ぶことができるように、開講時間や修業年数などに便宜を図り、現職者にも開かれた大学院であるよう工夫している。

本学の入学者選抜方法及びアドミッション・ポリシーは次の通りである。

### ○福祉学部 入学者選抜方法

本学部では、一般選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦型選抜において学力試験と面接を行い、総合型選抜においては、2回の面談と小論文試験を課している。いずれもアドミッション・ポリシーに沿って、本学で学ぶために必要な学力と当該学科のアドミッション・ポリシーに適う人物であるかを丁寧に確認している。

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

#### 【福祉心理学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）とHospitality（思いやり）の体得に努め、探求心を持って地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、対人援助職を目指す人を募集する。

#### 入学前に身につける能力・素養

##### 1. 知識・技能

高等学校までの履修内容について、科目の偏りがなく総合的に身につけている。

##### 2. 思考力・判断力・表現力などの能力

- (1) 現代社会に関心を持ち、物事を筋道立てて考えることができる。
- (2) 課題やテーマについて調べ、分かったことや気づいたことを他者に伝えることができる。

##### 3. 主体性をもって多様な人びとと協働して学ぶ態度

- (1) 自分の目標を持って意欲的に学ぶことができる。
- (2) 他者を尊重することができる。
- (3) 他者と協力して課題に取り組むことができる。

## 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、福祉心理学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を入学者選抜において確認する。

## 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、福祉心理学科の入学者選抜において評価する。

### 【こども学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、保育者を目指す人を募集する。

#### 1. 知識及び技能

- (1) 専門科目を学ぶために必要な「音楽」、「家庭」の基礎的な内容を理解していること。
- (2) 読解力や語学力の基礎となる「国語」を通して、聞く、話す、読む、書くという基礎的なコミュニケーション能力を身につけている。また、実務的な計算能力があること。

#### 2. 思考力・判断力・表現力等

子どもや子どもの環境に関する問題について、知識や情報を基に論理的に考察し、判断したり、行動したりすることができること。

#### 3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

子どもや子どもの環境に対する強い興味と関心を持ち、将来、保育者として子どもの福祉に貢献したいという意欲がある。学修課題に積極的に取り組み、主体的に学ぶことができること。

以上のような入学者を選抜するために、本学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある人を、あらゆる地域から迎え入れ、筆記試験（小論文を含む）、面接、書類審査等を取り入れた多様な入学者選抜を実施する。

## ○大学院 入学者選抜方法

学生募集要項に記載された提出書類をもとに、研究科内に設ける「研究科委員会」で申請書類を審査し、2選抜（一般選抜、内部進学者選抜）を実施している。

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

#### 【臨床心理学専攻】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、広く地域に根差し、自らの高い知識と高度な技能を生かして社会に貢献しようとする学生、高度な専門性を発揮するために、公認心理師国家試験受験資格や臨床心理士受験資格の取得を目指している学生を募集する。

## 入学前に身につける能力・素養

### 1. 知識・技能

- (1) 本学大学院の専門的な教育の基礎となる、学部卒業水準の臨床心理学及びその周辺領域に関する知識・技能。
- (2) 本学大学院での学修に必要となる高度な論理的思考力・判断力・表現力
- (3) 本学大学院での学修を身に着けるための主体性・協働性

### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学大学院で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる学部卒業水準の知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性を入学者選抜において確認する。

### 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を入学者選抜において評価する。

## ○短期大学部 入学者選抜方法

本学短期大学部では、一般選抜、学校推薦型選抜、指定校推薦型選抜において学力試験と面接を行い、総合型選抜においては、2回の面談と小論文試験を課している。いずれもアドミッション・ポリシーに沿って、本学で学ぶために必要な学力と当該学科のアドミッション・ポリシーに適う人物であるかを丁寧に確認している。

### 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

#### 【保育学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)と Hospitality(思いやり)の体得に努め、将来の保育者として、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

## 入学前に身につける能力・素養

- ①保育学科の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能  
高等学校卒業程度までの基礎的な学力を有し、保育・幼児教育を学ぶにあたって知識・技能を適切に展開できる。
- ②保育学科での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力  
これまでに学んできた知識や技能等を活用し、課題に取り組むことができる思考力・判断力を持ち、自分の考えや思いを他者に伝えるための表現力を備えている。
- ③保育学科での学修を身につけるための主体性・協働性  
保育・幼児教育への学習意欲を強く持ち、学んだ知識・技能を用いて積極的に人々と関わり、地域・社会に貢献しようとする意志がある。

### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、保育学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

### 評価方法の比重



「福島学院大学短期大学部入学者選抜規程」に基づき、保育学科入学者選抜方針を定め、入学者選抜を実施する。入学者選抜においては、「入学前に身につける能力・素養」の「①～③」を、書類審査・面接・小論文により総合的に評価する。

### 【食物栄養学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

#### 入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・食物栄養学科では、さらに自然科学系教科の基礎知識が必須であり、高等学校卒業程度の化学・生物学・数学の基礎力
- ・やり始めたことは最後まで責任を持って成し遂げる、忍耐力・精神力・責任感・体力
- ・食を通して地域社会に貢献するために、学び続けようとする強い熱意

#### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を入学者選抜において確認する。
- ・全ての入学者選抜において、出身校の調査書、小論文、面接をもとに選抜を行なう。推薦選抜では小論文、面接を重点に置いて選抜を行い、総合型選抜、一般選抜では3つの要素をもとに選抜を行う。

#### 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を入学者選抜において評価する。

### 【情報ビジネス学科】

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

#### 入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・状況の変化に対応できる柔軟性・粘り強さ

#### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。

- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

**評価方法の比重**

「入学前に身につける能力・素養」を、入学者選抜において評価する。

**2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

本学では、良好な教育環境を確保するために、入学定員に沿った適切な学生数を維持するように努めている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり7月以降の夏季期間は毎週末に少人数制の対面式オープンキャンパスを開催、感染予防対策を講じながら学生確保に努めた。

学部の収容定員、入学定員及び在籍学生数は、以下の通りである。

学部・学科等の学生数の状況

令和3年5月1日現在

大学院・学部・学科		入学定員	入学者数	収容定員	現員数
福祉学部	福祉心理学科	70	70	280	257
	こども学科	40	45	160	144
	大学 計	110	115	440	401
大学院心理学研究科	臨床心理学専攻	7	5	14	14
	大学院 計	7	5	14	14
短期大学部	保育学科	150	71	300	168
	食物栄養学科	50	36	100	60
	情報ビジネス学科	60	40	120	74
	短大 計	260	147	520	302

収容定員充足率

毎年度5月1日現在

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福祉学部	64%	69%	72%	75%	76%	86%	91%
短期大学部	62%	66%	73%	78%	79%	68%	58%

**▶エビデンス**

- 【資料2-1-①】 本学ウェブサイト
- 【資料2-1-②】 選抜要項
- 【資料2-1-③】 本学ウェブサイト

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

3つのポリシーに則した教育改革・改善を実施し、実質化に向け全学的な改善を行っていく。特にアドミッション・ポリシーに関しては、学力の3要素を踏まえた入学者選抜につながるための議論を深め、編入学や社会人入試制度の拡充を視野に入れて入学者選抜実施体制、実施方法などを審議していく。

学部においては一定の学生数が維持されているが、短期大学部における入学者の減少傾向が認められる。諸所の状況を反映した結果ではあるが、学生獲得に向けて多方面からの考察と施策が必要である。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

#### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学は、次のとおり教員と職員等の協働による学修支援体制を整備している。

#### 教員体制

##### ・入学前教育

入学予定者に対し、学科毎の特別講座の開講、課題を課し添削指導を行うなど、入学予定者の学修意欲を高め、入学後の大学教育に円滑に適應できるよう指導している。

##### ・入学後オリエンテーション

入学後の学修体制を可能な限り早期に支援するために、教職員によるオリエンテーションを開催し、大学生活への円滑な移行を助けている。

##### ・学部・学科(クラス)

学科毎に「科内会議」を設置し、学生の単位取得状況、成績分布状況等を確認することによって、各学科での学修指導に活用している。また、全学生は学科毎に組み分けられたクラスに所属し、各クラスにはそれぞれ「クラスアドバイザー」がおかれ、学修方法をはじめ学生の様々な相談窓口となっている。

##### ・学科は資格課程に関するオリエンテーションやガイダンスを行い、これらを通じて本学での学修に必要な履修指導と学修指導を行っている。

##### ・演習・実習科目が多い福祉学部福祉心理学科、こども学科、短期大学部保育学科の教育課程の特徴に合わせ、授業支援のための事務組織として実習指導室を設けている。

#### 職員体制

大学生活全般の窓口として学生支援・キャリア支援課（各種奨学金等に関する業務、キャリア支援も含む）を設置しているほか、学修を支援するための事務組織として教務課を設けている。

学生支援・キャリア支援課には、医務室を設け、心身健康相談等を通じた、学生の学修支援を行っている。また、令和2年度より学生相談カウンセラーを配置し希望学生や障害のある学生の相談業務を実施している。

教務課は学科教員と協働し、半期毎学科学年毎に履修登録説明会を開催するとともに、全学生からの個別履修相談も受け付けている。履修登録確認や学生個人の時間割や出欠状況照会、成績照会等を行うことが可能である。

実習指導室には専任職員を配置し、教員との密接な連携の下、学生及び外部機関との連絡調整等、教員のサポート体制を整備している。

### 本学の学修支援体制一覧

課室名	主な学修支援内容
学生支援・キャリア支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な背景により学業不振となっている学生の相談</li> <li>・安全・安心な学修環境整備として各種奨学金に関する相談、ハラスメント相談</li> <li>・心理臨床相談センターとの連携による心のケア</li> <li>・学生相談カウンセラーによる個別相談</li> </ul>
教務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学籍（進級・卒業、休学・退学、復学）に関する相談・諸手続きに関する支援、履修に関する相談</li> <li>・授業時間割、試験・補講・再試験日程の調整</li> <li>・教室の配当、利用予約の受付、利用状況の管理</li> <li>・教室の情報機器の操作説明</li> </ul>
福祉学部福祉心理学科実習指導室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導担当教員と専任職員の連携による実習系科目学修支援</li> </ul>
福祉学部こども学科・短期大学部保育学科実習指導室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習指導担当教員と専任職員の連携による実習系科目学修支援</li> </ul>
図書館情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館利用についての説明</li> <li>・図書館利用の促進</li> </ul>

### 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、障がいのある学生の支援に関してガイドラインを定め、受験希望者や本学に在籍する学生に対し、支援に関する指針を示している。

また、学生に対する日常的な学修相談や学修支援を目的に、全専任教員が年間を通して「オフィスアワー」を設定し、本学ウェブサイト上の教員プロフィール欄と各研究室前にその時間帯を公表している。また、本学は少人数制による教育を行っており、卒業研究、卒業制作やゼミナールの指導体制においても、教員が学生個々の状況を把握することを可能としている。本学では、こうした学生と教員との関係の中で、学生への日常的な学修相

談や学修支援が行われている。

本学では、学生が退学・休学を希望する場合、本学所定の書式に事情を添えて学長に願い出ることにしており、これらの書類は学長・学部長・学科長・研究科長及びその他関係教職員により決裁を受けた上で、教授会で学籍異動として報告される。退学・休学に至る事情は様々であるが、所定書式（退学願/休学願）の提出に際し、学生には事前に学科クラスアドバイザーとの面談を義務付けており、教員から事情に応じた指導・助言を行う機会を確保することで、学生が1人で悩んだり、決断したりすることが無いよう配慮している。その他にも、大学院附属施設である心理臨床相談センターとも連携し、心のケアも含め日常的な各種学生相談を通してきめ細かく対応し、また、改善に努めている。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言が全国で発令されるなど、学生に自宅待機を要請することもあったが、遠隔授業により学修機会の確保に努めた。遠隔授業の実施にあたり、オンデマンド、オンライン及び課題研究型の各種授業が円滑に進むよう、学生はもちろん、非常勤を含む教員への周知徹底、支援も行った。

#### ▶エビデンス

- 【資料 2-2-①】 業務組織規程  
学生ハンドブック
- 【資料 2-2-②】 本学ウェブサイト  
学生ハンドブック

#### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備に関する改善・向上に関しては、教学系の事務部門を中心に、体制の強化を図っていくとともに、TA については学修支援の一環として検討を進める。

また、「教学委員会」や「FD 委員会」を中心に教育の質向上を目指し、シラバスの組織的検証と改善の取り組みを実施していく。

入学後、学生支援の一環として語学科目などについてはプレイスメントテストを導入し、学生の学修意欲向上に努めていく。

新たに設立した IT 管理運営委員会において、コロナ禍における学修機会の確保及び環境の整備について改善を進める。

#### 2-3. キャリア支援

##### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

###### (1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

###### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

多様なキャリア教育を推進するために、教育課程でのキャリア教育科目やクラスセミナ

一での具体的な就職指導のほか、地域連携などの学外活動を通してキャリアアップを促している。結果として実際の就職につながる資格取得について成果をあげていると評価する。

○教育課程内

本学では、所定の課程を履修し単位を取得した学生には、以下の免許状又は資格を取得することを可能としている。

福祉学部福祉心理学科	社会福祉士（受験資格）、精神保健福祉士（受験資格）
福祉学部こども学科	幼稚園教諭一種免許状、保育士資格
短期大学部保育学科	幼稚園教諭二種免許状、保育士資格
短期大学部食物栄養学科	栄養士
短期大学部情報ビジネス学科	ビジネス実務士、情報処理士

各学科のカリキュラムには、上記資格取得のためのキャリア教育科目が整備されている。また、情報ビジネス学科では、教育課程内での学生の社会的・職業的自立に関する指導の一環として、インターンシップ活動に対して単位認定をしている。

○教育課程外

教育課程外での学生に対する進路・就職に関する指導及び支援としては、学生支援・キャリア支援課と学科キャリア支援担当教員を中心に以下の通り体制を整備し、支援を行っている。

- ・各キャンパスにキャリア支援資料室をおき、学生用コンピュータ端末を設置するとともに、就職関連書籍を取り揃え、インターネットの利用や、求人票、関連書籍・情報誌の貸出し・閲覧など情報収集のための環境を整えている。
- ・学生支援・キャリア支援課、学科にキャリア支援担当教職員を配置し、日常的に学生の進路形成に関する相談、助言を行う進路相談を行っている。進路相談は、学生とのコミュニケーションを重視するとともに、個々のニーズに応えるために、個別面談方式で行っている。
- ・キャリア支援に携わる教職員による就職対策委員会を定期的開催、未内定の学生や障害など困難を抱える学生についての支援について検討している。
- ・令和3年度は、ウェブ上で企業情報やインターンシップ・求人情報等で検索・閲覧ができる「福島学院就活ナビ」を導入し、令和4年度卒業予定の学生から、コロナ禍や実習・長期休暇期間中でも円滑に就職活動ができるシステムの運用を開始した。

以下のキャリア教育・支援イベントを学科毎に開催しており、令和3年度の実施概要は以下の通りである。

【福祉心理学科】

開催日	内容	対象
4/30	キャリア支援年間スケジュール説明、就職活動の進め方（オリエンテーション）	3.4年

福島学院大学

5/21	インターンシップの必要性について (マイナビ)	3年
6/18	インターンシップ選考に向けて (マイナビ)	3年
6/25	福祉・介護の仕事説明会、福祉人材センター登録 (福島県社協)	4年
7/6	医療機関・福祉事業所就職説明会 (参加事業所5ヶ所)	4年
10/22	自己分析 (マイナビ)	3年
11/10	職業適性検査	2年
11/17	模擬試験	2年
11/19	就活ガイダンス (情報収集編) (マイナビ)	3年
11/24	作文	2年
12/13	福祉心理学科・情報ビジネス学科学内企業説明会 (福島キャリアナビ)	4年
1/21	ハローワークの登録説明会 (ハローワーク)	3年
2/16	オンラインによる選考対策講座 (マイナビ)	3年
2/17	オンラインによる選考対策講座 (マイナビ)	3年

【こども学科】

開催日	内容	対象
7/1	就職指導「キャリア形成、公務員試験について」	2年
7/3	就職指導「筆記試験・面接対策について」	4年
7/10	就職指導「求人情報・夏季協業中の就職活動」	4年
7/17	就職指導「就職活動の進め方・就職サイトへの登録の仕方」	3年
7/24	就職指導「夏季休業中の就職活動について」	3年
7/28	就職指導「キャリア支援資料室の活用方法について」	1年
10/23	就職指導「現在の求人情報・就職活動について」	4年
10/30	福島学院大学・福島市合同開催「就職セミナー①」	3.4年
11/13	福島学院大学・福島市合同開催「就職セミナー②」	3.4年
11/20	福島学院大学・福島市合同開催「就職セミナー③」	3.4年
11/27	就職指導「内定者への指導・未内定者の今後の活動」	4年
11/27	就職指導「就職適性検査」	3年
12/2	就職指導「公務員試験対策について」	2年
12/4	就職指導「自己分析について」	3年
12/18	就職指導「就職活動を始める前に」	1年
12/25	就職指導「就活のためのエチケットマナーについて」	3年
1/8	就職指導「児童福祉施設等の就職について」中止	3年
1/8	就職指導「社会人になるにあたって」	4年
1/15	「就職模擬試験」	3年
2/5	就職指導「作文模擬試験」	3年

福島学院大学

【保育学科】

開催日	内容	対象
4/12	就職関係指導 今後の就職活動・公務員試験等について	2年
6/25	福島市認可保育施設紹介セミナー	1年
6/28	福祉の就職動向説明会 福島県社会福祉協議会	2年
7/5	福島市認可保育施設紹介セミナー	2年
7/16	就職指導①「オリエンテーション」	1年
10/11	就職関係指導 現在の求人状況・就職活動について	2年
10/22	就職指導②「専門職の採用試験の特徴」	1年
10/25	福島県私立幼稚園・認定こども園教諭就職セミナー	2年
11/29	就職関係指導 求人受付状況と応募手続きについて	2年
12/3	就職適性検査	1年
12/10	就職模擬試験	1年
12/13	内定者への指導・未内定者への今後の活動	2年
1/7	作文模擬試験、キャリアタス UC 説明・登録	1年
1/17	内定者への指導・未内定者への今後の活動	2年

【食物栄養学科】

開催日	内容	対象
4/16	自己分析	2年
4/30	学内合同企業説明会(3社)	2年
5/14	企業研究	2年
5/21	筆記試験対策	2年
5/28	面接試験対策	2年
6/25	これからの就職活動について	2年
7/2	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(福祉施設栄養士)卒業生	1.2年
7/16	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(学校給食栄養士)卒業生	1.2年
7/23	「管理栄養士・栄養士のお仕事」ゲストスピーカー(病院管理栄養士)	1.2年
7/30	夏休みにかけての就職活動について 就職内定者の今後について	2年
10/1	栄養士実力認定試験対策 「栄養指導論」「栄養学総論」	1年
10/8	栄養士実力認定試験対策 「生化学」	2年
10/22	栄養士実力認定試験対策 「食品学各論」「食品加工」	2年
10/29	栄養士実力認定試験対策 「食品衛生学」「食品学概論」	2年
11/5	栄養士実力認定試験対策 「給食管理」「公衆栄養学」	2年
11/12	栄養士実力認定試験対策 「臨床栄養学Ⅱ」	2年
11/19	栄養士実力認定試験対策 「試験問題の自習とまとめ」	2年
1/14	これからの就職活動、社会人になるにあたって	2年



【情報ビジネス学科】

開催日	内容	対象
通年	学科キャリア支援担当教員による就職相談及び面接指導（随時）	2年
前期	筆記試験対策・企業説明会の活用方法	2年
前期	学科教員による職業講話	1年
4/19	学内企業説明会（7社）	2年
5月	ゼミ担当教員による個別面談（全員対象）	2年
6月	学科教員による個別面談（全員対象）	1年
6/28	学内合同企業説明会（6社）	2年
7/27	学内合同企業説明会（6社）	2年
8月	インターンシップ（職場体験実習）履修者34名	1年
10/30	ご家族学生就職説明会	1年
後期	新生活・社会人としての心構え	2年
後期	筆記試験対策講座（英語、数的推理、政治経済）	1年
後期	キャリアガイドブックを活用した自己分析	1年
12/7	適性検査	1年
12/14	就職模擬試験（一般常識）	1年
12/21	就職模擬試験（作文）	1年
1月	進路未決定者に対する個別面談・指導	2年
通年	毎月の科内会議で進路状況を共有、適時相談や指導にあたる	2年
通年	学科キャリア支援担当教員による就職相談及び面接指導（随時）	2年

【全学科】

- 6月 公務員ガイダンス、公務員対策模擬試験、保育士模擬試験
- 8月 基礎学力養成講座（全4回）
- 2月 公務員試験対策講座（全4回）
- 2月 就活スタートアップセミナー

▶エビデンス

- 【資料2-3-①】 業務組織規程
- 学生ハンドブック
- 本学ウェブサイト

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の卒後後の進路は、学部から大学院への進学、短大からの編入学、就職など多岐にわたるため、多様な進路選択に対応可能な支援体制を引き続き整備していく。

就職に関しては、学生支援・キャリア支援課と学科キャリア支援担当教員が連携して、学生や求人に関する情報を共有する等、支援体制の充実を図っていく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活全般にわたる事項を扱う組織として、学生支援・キャリア支援課及び学生指導委員会を設置し、両組織が連携して学生生活安定のための各種支援を行っている。

学生支援・キャリア支援課では、学生に対する日常的な窓口対応を通じて、各種手続きの支援を行うほか、アパート等の住居情報の提供やアルバイト、ボランティア情報の提供など、学生生活安定のための多様な支援を行っている。また、学生支援・キャリア支援課には医務室を設け、大学院附属の心理臨床相談センターと連携し、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう支援に努めている。学生生活に関する重要な情報は、本ウェブサイト上に掲載するとともに、学内に掲示、学生に配布している。

その他、本学が行っている学生生活の安定のための支援は、以下の通りである。

- ・日本学生支援機構奨学金については、学生支援・キャリア支援課が申請に関する手続きを行っている。また、福島県保育士修学資金など各種奨学金については、学生支援・キャリア支援課がきめ細かな相談対応や指導を行っており、その結果、多数の学生が受給している。
- ・「福島学院大学学長特別奨学金授与規程」に則り、学業成績が優秀と認められる福祉学部3・4年生に給付する「学長特別奨学金」の運用を行っている。
- ・学友会については、学友会室を提供している。学友会によって運営される文化祭「のぎく祭」(令和2年度以降はコロナウイルスの影響で未実施)に対しては、学生支援・キャリア支援課が対応し、実施を支援している。
- ・医務室では、学生が入学時に提出する健康調査票の記載内容や、定期的実施する健康診断の結果を基に、学生の健康管理にあたっている。また、看護師が学生からの日常的な健康相談に応じるとともに、事故・ケガに対する応急対応を行い、医師による診察や治療が必要な場合には案内をしている。さらに学生の健康管理について注意を喚起するために、「医務室ニュース」を定期的作成し、学生に配布している。
- ・福島駅前キャンパスにある大学院附属の心理臨床相談センターでは、学生一人ひとりが健全な心身を保ち、充実した学生生活を送ることができるよう、臨床心理専門のカウンセラーが対応に当たり、具体的な対処方法や問題解決方法をアドバイスしている。学生本人のみならず、家族の利用も可能であり、学生の日常生活を支える家族に対しても健康面を支援することで、直接的手段だけでなく間接的手段を含めた総合的な学生支援を可能としている。
- ・学生支援・キャリア支援課では、日常的な窓口対応を行っており、学生からの相談

内容によっては、教員や関連科課室との連携を図りながら親身な対応を心がけている。また、学生生活を送る上での必要事項やトラブルを防止するための注意事項等を記載した「学生ハンドブック」を作成し、学生に配布している。

- ・学生支援・キャリア支援課では、地域の警察署の協力の下、学生対象に防犯、交通安全、薬物の問題等の講座を開催し、学生に注意を促している。
- ・学生からの相談によりハラスメントに関する疑いが生じた場合には、学生支援・キャリア支援課が学生に寄り添った支援を行いながら、中立的立場である「教職員と学生間における差別とハラスメント防止委員会」「学生間における差別とハラスメント委員会」が相談内容に応じて対応する体制となっている。

#### ▶エビデンス

- 【資料 2-4-①】 業務組織規程  
学生ハンドブック  
本学ウェブサイト

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに関する改善・向上に関しては、多様化する学生への対応と学生サービスの向上を本学にとっての重要課題の 1 つととらえ、「学修行動と学生生活に関する実態調査」の結果等を活用して実状の分析を行いながら、学生サービスの一層の充実を図る必要があると認識している。

「第二期中期計画」（令和元年度策定）において、「学生第一」を理念の 1 つとして掲げている。その理念の下、学生生活からキャリア支援まで学生への手厚い多面的支援体制の構築を行っていく。

### 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の宮代キャンパスは、福島市の中心から北東に 8km のところ、阿武隈急行線・福島学院前駅から徒歩 1 分に位置する。豊かな自然に囲まれた環境は、自らの人生を創造的

## 福島学院大学

に生きようとする学生を受け入れ支援するのに適した立地である。福島駅前キャンパスは、JR 福島駅から徒歩 5 分に位置し、わらじまつりや七夕まつり等、福島市中心市街地で開催される地元催しに積極的に参加する等、地域交流や活動での社会貢献ができる環境である。

校地及び校舎は、両キャンパスとも大学・短期大学部が共用で、校地面積合計 32,088.59 m<sup>2</sup>、校舎面積合計 21,710.49 m<sup>2</sup>、グラウンド面積 6,423 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準が定めている必要面積の倍以上を確保している。

### 本学の校地及び校舎

キャンパス	校地面積	校舎面積
宮代キャンパス	30,958.78 m <sup>2</sup>	14,817.39 m <sup>2</sup>
福島駅前キャンパス	1,129.81 m <sup>2</sup>	6,893.10 m <sup>2</sup>
合計	32,088.59 m <sup>2</sup>	21,710.49 m <sup>2</sup>

### 定員

学部	学科	入学定員		収容定員	
大学院心理学研究科	臨床心理学専攻	7	7	14	14
福祉学部	福祉心理学科	70	110	280	440
	こども学科	40		160	
短期大学部	保育学科	150	260	300	520
	食物栄養学科	50		100	
	情報ビジネス学科	60		120	
合計		377		974	

※設置基準上必要とする校地面積 収容定員合計数 974 人 × 10 m<sup>2</sup> = 9,740 m<sup>2</sup>

※設置基準上必要とする校舎面積 合計 8,870 m<sup>2</sup>

#### ・大学設置基準

福祉学部（社会学・社会福祉学関係） 3,470 m<sup>2</sup>（収容定員 800 人まで）

#### ・短大設置基準

保育学科（教育学・保育学関係） 2,850 m<sup>2</sup>（収容定員 300 人まで）

食物栄養学科（家政関係） 1,250 m<sup>2</sup>（収容定員 100 人まで）

情報ビジネス学科（経済学関係） 1,300 m<sup>2</sup>（収容定員 200 人まで）

【宮代キャンパス学内校舎等の配置図】



- ①本館(カーサ・ビアンカ)
- ②音楽館(カーサ・ムジカ)
- ③ジョージアハウス
- ④図書館情報センター
- ⑤のぎく館
- ⑥カーサ・フローラ
- ⑦認定こども園
- ⑧体育館
- ⑨イネーブルガーデン
- ⑩カーサ 20
- ⑪カーサ 21
- ⑫すみれ館
- ⑬クレフォートハウス
- ⑭温室
- ⑮工芸棟
- ⑯ほっとぶれいす
- ⑰食栄館
- ⑱ハウスグリンデルワルト、グリンデルコーナー
- ⑳しらゆり館
- ㉑サイクルハウス

【宮代キャンパス学内校舎の概要】

校舎名	延床面積	構造・規模	概要
本館 カーサビアンカ	2,654.94 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 4階建	1階には総務課、企画室、2階には理事長室、教務課、経理課、人事課、学長室がある。3・4階はアクティブラーニングや大人数収容できる教室がある。バリアフリー対応。
音楽館 (カーサ・ムジカ)	819.45 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造3階建	音楽教育用の施設。エアコン完備のピアノ個室18室のほか、電子ピアノやキーボードも多数設置。ギター等器楽系演奏教室もある。
ジョージアハウス	218.77 m <sup>2</sup>	木造3階建	入学広報課がある。学生募集の対応をしている。
図書館情報センター	2,059.78 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造6階建	71,465冊の蔵書がある。2Fラウンジでは読書や談話ができる。4Fはアクティブラーニング用教室。バリアフリーに対応している。

福島学院大学

校舎名	延床面積	構造・規模	概要
のぎく館	902.38 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 2階建	学生食堂と売店がある。
カーサ・フローラ	2,145.13 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 地階付2階建	千葉記念ホールは321名収容の多目的ホールで発表会、講演会等に利用している。食物栄養学科の給食管理実習室がある。 スペイン広場は学生の昼食や会食の憩いの場として利用している。 リハーサルルームは体育実技やダンス系のクラブ活動に利用している。
認定こども園	2階大学分室 70 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 2階建	同法人運営。地域の乳幼児170名が保育・教育を受けて生活。こども学科・保育学科の教育実習の場でもある。
体育館	1,034.15 m <sup>2</sup> (研究室16.2 m <sup>2</sup> )	鉄骨造平屋建	体育実技の授業のほか、バスケットボールやバレーボールなどのクラブ活動に利用されている。
カーサ20	661.21 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 2階建	保育演習・実習室がある。バリアフリーに対応している。
カーサ21	1,444.82 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 4階建	コンピュータネットワーク完備の情報教育用等の施設、教員研究室がある。バリアフリーに対応している。
すみれ館	1,241.04 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造4階建	こども学科・保育学科の実習指導室、キャリア支援室のほか、教員研究室がある。
クレフォートハウス	214.55 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階建	管理部門、教員研究室がある。
工芸棟	289.08 m <sup>2</sup>	軽量鉄骨造2階建	2つの工芸教室があり、美術系の授業などで利用。
食栄館	1,094.18 m <sup>2</sup>	鉄骨造2階建	食物栄養学科を中心とした実験実習棟。1Fには調理を学ぶ実習室が2つと研究室がある。2Fには理化学実験室と食品加工実習室、教員研究室がある。
ハウスグリーンデルワルト	268.6 m <sup>2</sup>	木造2階建	学生支援・キャリア支援課、医務室、学生相談室がある。奨学金、アルバイト、アパート紹介等、学生生活の各種相談に応じている。

校舎名	延床面積	構造・規模	概要
しらゆり館	691.52 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート (一部鉄骨)造2階 建	1Fにはキャリア支援資料室と教員研究室、2Fには AV 機器完備の教室があり、映像を利用した授業やディベート等を行う授業に利用している。

【福島駅前キャンパス学内校舎の概要】

フロア	構造・規模	概要
6F	教室 4～8、談話室、 図書室、自習室	図書室は福祉や心理の専門書を中心に 15,214冊を蔵書。自習室には机を 28 席設置し勉学に集中できる環境を整備している。
5F	教室 3、セミナールーム、事務室、 実習指導室、キャリア支援資料室	福祉心理学科実習指導室や事務室、キャリア支援資料室がある。求人など就職関係資料の閲覧ができる。事務室では教務・学生生活の相談ができる。
4F	カウンセリング実習室、演習室 1・2、 グループワーク実習室 1、心理系科目 演習室、医務室、学生相談室	心理学に関する実験、データ分析方法等を学べる教室がある。
3F	大学院附属心理臨床相談センター	精神科医、臨床心理士、カウンセラー等のスタッフが発達・情緒障害のある児童・生徒及びその家族の相談に応じる精神保健相談施設。
2F	教室 1・2、PC 実習室 1・2、PC サポ ートルーム、談話室	情報ビジネス学科のデザイン系授業で使用するコンピュータ(Mac)を設置した実習室がある。
1F	ラウンジ、談話室	多くの学生が休憩時間等に利用、コミュニケーションを図る場としている。
B1F	ロッカールーム、スポーツルーム、 学友会室	学生のための福利厚生スペース。

運動用には、宮代キャンパス内に 6,423 m<sup>2</sup>のグラウンドがあり、夜間照明灯 4 基、ソフトボール用バックネット、サッカー用ゴール 1 組を備え、授業やクラブ活動を実施するために十分な面積・設備を有している。

また、宮代キャンパス内には 1,034 m<sup>2</sup>の体育館があり、授業やクラブ活動を実施するために十分な面積を有している。

○教育研究環境の管理と整備について

- ・施設設備の維持管理のための規程として、福島学院調達規程、福島学院経理規程、福島学院固定資産及び物品管理規程、資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領などの規程を整備している。

- ・財務諸規程における物品等管理に加え、宮代キャンパス教室等使用規程、体育館使用細則、カーサフローラ利用規程、カーサフローラ利用心得、のぎく館利用規程、福島駅前キャンパス教室等使用規程などの諸規程に従い施設の維持管理に努めている。
- ・全体の施設管理は、総務課が担当しているほか、外部専門会社にも業務を委託し、消防設備、空調設備、電気設備、エレベーターの保守点検、建築設備の定期点検、演習・実習授業に関わる排水処理施設の維持管理については、関係法令を遵守しながら日常点検及び定期点検を実施し、管理・保守及び、学内清掃業務等を行っている。また、施設設備のメンテナンスは、長期休業期間中に実施している。
- ・防災・防犯対策のための諸規則としては、福島学院大学宮代キャンパス防災計画、宮代キャンパス防災組織編成、宮代キャンパスにおける地震対応指針、福島駅前キャンパス防災計画、福島駅前キャンパス防災組織編成、駅前キャンパスにおける地震対応指針を制定し防災・防犯対策に努めている。
- ・建物の耐震補強はすべて完了しており、両キャンパス全ての校舎が耐震性を有している。
- ・宮代キャンパスにおいては、年1回防災避難訓練を実施している。さらに防災・防犯対策として教職員全員に折り畳み式ヘルメット、懐中電灯、催涙スプレーを配付している。防犯訓練は年1回実施し、刺股等防犯グッズの取り扱いなど防犯技術の向上に努めている。また、普通救命救急講習会も年3回実施し、全教職員に2年間に1度の受講を励行している。
- ・駅前キャンパスにおいては、防災避難訓練を年1回実施している。さらに折り畳みヘルメットや防犯グッズを館内各所に設置して防犯対策に努めている。
- ・両キャンパスには、防災備蓄品として、食糧、飲料水、防寒シートや簡易トイレなどを備えている。
- ・防犯対策としては、両キャンパスとも夜間及び休日などにおける警備は、外部警備会社に機械警備、巡回警備などを委託している。宮代キャンパスでは平日朝6時30分から夜10時30分まで構内の警備を外部会社に委託し警備員を配置している。駅前キャンパスでは館内各所に監視カメラを設置し警備室で監視している。
- ・コンピュータシステムのセキュリティ対策としては、両キャンパスともネットワークの外部接続点にはファイアウォールにより外部からの侵入に対するセキュリティ対策を行っている。特に、市街地に位置し学外者の出入りが多い駅前キャンパスでは、認証VLANシステムを導入し不法なLAN利用を防止している。また、キャンパス内のLANに接続するパソコン類には全てセキュリティ対策ソフトウェアのセットアップを施している。
- ・関係省庁の通達を踏まえ、省エネルギー対策及び地球環境保全対策に取り組んでいる。教室などの冷暖房温度の設定値を定めている。館内照明の間引き点灯、化粧室照明は人感センサーオンオフとするほか、不在時の消灯励行、不使用電気製品の主電源オフなどを「総務課ニュース」で全教職員に周知している。また、警備員が学内を巡視し徹底を図っている。



## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### ○実習施設について

授業を行う教室は、各学科の教育課程編成・実施の方針に合致するよう講義室のほか、各学科で目指す免許・資格取得用に演習室、実験・実習室を配置しており、授業内容に応じて適正な教室を配当している。講義・演習系の各教室には本学の推奨する「映像利用教育」実施のための機器を設置している。また、機器の定期点検を外部に委託し、機器の機能維持に努めている。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、授業を行うための機器・備品を整備している。「情報機器操作」の授業及び実習用には、宮代キャンパスにパソコン教室を2室設け、パソコンを合計79席配置し、全てLAN環境を整えている。駅前キャンパスにはデザイン用コンピュータ教室を1室設置しデザイン専用コンピュータMacintoshを29席配置しているほか、各教室には学生の持ち込みノートパソコンや大学の貸し出しノートパソコンでLAN環境が使えるように机に情報コンセントを整えるか、無線LANを準備している。

その他、演習、実験・実習室には各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいた免許状・資格取得のために必要な機器備品を設置している。幼児教育・保育系の学科は「子どもの保健」、「乳児保育」、「幼児と表現（音楽）」、「ピアノ演習」などの授業用に沐浴人形、ピアノ（電子ピアノ含む）などを整備している。栄養士系の学科は、栄養士養成に必要な調理器具をはじめ、各種の分析用実験機器を整備している。

### ○図書館について

図書館に関する面積、蔵書数、座席数等に関しては、以下の通りである。

- ・本学の図書館は、宮代キャンパス図書館を本館とし、駅前キャンパス図書室を分館とする図書館情報センターがある。宮代図書館は、利用面積が約2,000m<sup>2</sup>あり、地下1階地上5階の鉄筋コンクリート構造単独棟である。大小閲覧室(68席)や論文・レポート作成スペース、映像資料・インターネット利用室、自由学修ルーム、ディスプレイスペースなどの施設からなる。両図書館とも大学と短期大学の共用としているが、利用面積、席数、蔵書数等は十分な規模となっている。
- ・駅前キャンパス図書室は、6階建てキャンパスの最上階の一角にあり、利用面積は約200m<sup>2</sup>ある。ノートパソコンが自由に使える自習室を含めて閲覧席は48席、インターネット利用端末は3台、新聞雑誌閲覧コーナー、映像モニターコーナーを設けており、資料検索や課題研究など勉学の場として使いやすいように環境を整えている。
- ・蔵書91,375冊、雑誌63種、新聞4紙、視聴覚資料5,118点を有しており、その蔵書情報は両キャンパス間に構築したネットワークを通して共有し、蔵書検索及び貸し出し・返却はどちらからも可能となっており、毎日1回キャンパス間を往復するシャトル便にてデリバリーサービスを提供している。
- ・図書館サービスとしては、レファレンスサービス、文献複写・相互貸借サービスの提供など、学内外からの依頼・受付が可能であり、教育・研究活動への支援、サポート体制が十分に機能している。また、地域貢献の一環として登録制による一般市民への開放も行っている。(令和2年以降は新型コロナウイルス感染症対策のため、一般市民の利用は休止している。)

- ・参考図書・関連図書については、司書など館内職員による選定のほか、教員からの推薦や学生からのリクエストを随時受け付け、参考図書専用の書架・コーナーを設置するなど整備・充実に力を入れている。
- ・令和2年度以降は一般の利用を中止、また SNS を活用し遠隔でリクエストや貸し出し希望を受け付けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、安全安心な学内利用を促進している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、計画的なキャンパス整備を推進し、学内のバリアフリー化や施設・設備の利便性向上を行っているとして評価する。

宮代キャンパスは、授業で主に使用する本館、カーサ 20・21 の建物をバリアフリー化している。また、駅前キャンパスは、玄関スロープをはじめ、教室、エレベーター、障がい者用トイレなど全面的にバリアフリー化しており、車いす利用学生を受け入れている。施設設備への学生の意見は、全学学友会連絡会や学科学友会で意見・要望を汲み上げる仕組みがある。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、各学科の教育課程編制・実施の方針に基づき、履修人数と授業内容に適した教室配当を行っている。

#### ▶エビデンス

- 【資料 2-5-①】 本学ウェブサイト  
調達規程  
経理規程  
固定資産及び物品管理規程  
資本的支出及び修繕費支出に関する取扱要領  
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス教室等使用規程  
体育館使用細則  
カーサフローラ利用規程  
カーサフローラ利用心得  
のぎく館利用規程  
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス防災計画、防災組織編制  
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス地震対応指針  
業務組織規程
- 【資料 2-5-②】 本学ウェブサイト  
宮代キャンパス・福島駅前キャンパス教室等使用規程  
図書館情報センター規程
- 【資料 2-5-③】 大学ウェブサイト
- 【資料 2-5-④】 学則、教員授業実施規程

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備に関する改善・向上については「第二期中期計画」で掲げた重点事項を中心に、既存施設のメンテナンスやICT化の充実等を計画的に実行していく。また、「学修行動と学生生活に関する実態調査」等を参考に学生の満足度向上を目指し、「自己点検、評価委員会」及び「運営委員会」で検討、審議し、施設設備の改善に反映させていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析と検討結果の活用

学生の意見等を汲み上げる仕組みと学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用に関する取り組みについては以下のとおりである。

- ・学生の代表組織である学友会の学科及び全学的な連絡会議にて、意見等を汲み上げている。
- ・学科毎に「授業改善委員会」を設置し、学生代表から意見を汲み上げ、「科内会議」で分析・検討し改善に繋げている。
- ・半期毎に授業評価アンケートを実施し、学生の授業に関する意見や要望を把握し、「全学授業改善委員会」、「教学委員会」で教育活動の改善に向けた取り組みについて検討している。
- ・宮代、駅前両キャンパスに「授業改善意見箱」を設置し、投書された意見は学長から各学科へ伝達し、学科長が対応している。
- ・全専任教員がオフィスアワーを設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している。
- ・本学ウェブサイトで公開している「障がい学生支援に関する基本方針」及び対応フローチャートに従い、学生支援・キャリア支援課が窓口となり学生の要望を把握し、「障がい学生支援委員会」で教育的ニーズと本人の意思を十分尊重した上で、関係科課室と協議し、個別の支援計画を策定している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用に関する取り組みは以下のとおりである。

- ・学生の代表組織である学友会の学科及び全学的な連絡会議にて、意見等を汲み上げている。
- ・本学ウェブサイトで公開している「障がい学生支援に関する基本方針」に従い、学生支援課が窓口となり申し出のある学生の要望を把握し、「障がい学生支援委員会」で教育上の必要性和本人の意思を十分尊重した上で、関係科課室と協議し、個別の支援計画を策定している。
- ・全学生に配布している「学生ハンドブック」において、医務室、学生支援・キャリア支援課相談室について案内している。
- ・差別とハラスメント問題に対処するため「学生ハンドブック」において、窓口の案内や本学が実施する対策の概略について説明している。相談については学長が指名する学内委員と「差別とハラスメント対策委員会」が問題の解決について検討する。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については以下のとおりである。

- ・学生の代表組織である学友会の学科及び全学的な連絡会議にて、意見等を汲み上げている。
- ・全専任教員がオフィスアワーを設け、学生が教員と自由に意見交換できる機会を提供している。

#### ▶エビデンス

- 【資料 2-6-①】 各種委員会等設置規程  
学生ハンドブック  
学生受講規程  
本学ウェブサイト  
障がい学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-6-②】 障がい学生支援に関する基本方針  
学生ハンドブック  
業務組織規程
- 【資料 2-6-③】 学生ハンドブック

#### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

在学生からの各種アンケートや実態調査結果を経年で比較・分析した上で、必要に応じた設問項目の見直しを行い、よりの確に学生の意見を汲み上げることが可能となるよう改善を図っていく。

また、学生からの意見・要望については、教学委員会、運営委員会などで把握・分析を行い、内容実現の可能性を検証の上、適宜対応している。

### [基準 2 の自己評価]

学生が大学で学ぶために必要な学修支援(社会的・職業的自立支援、学生生活安定)に教職協働で取り組み、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善に向けて学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから本学は、学生受け入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるといふ求めに応えており、「基準 2. 学生」の趣旨を満たしていると評価できる。

## 基準 3. 教育課程

### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学では、大学・大学院及び短期大学部の目的、教育目標を各学則において定めるとともに、学部各学科、研究科が、その規程において人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、教育目的を定めている。学位授与については、以上の教育目的等を踏まえて、学校教育法施行規則第 165 条の2及び大学の使命・目的に基づき、大学のディプロマポリシーを策定し、さらに大学各学科及び短期大学部各学科、研究科各専攻・領域それぞれにディプロマ・ポリシーを策定している。

また、「学校教育法施行規則」第 172 条の2の「教育情報の公表」に基づき、大学案内や本学ウェブサイト等でディプロマ・ポリシーを公表している。

### 大学の学位の授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

DP1. 総合力: 人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力: 現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力: 新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力: 学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5. **実践力**: 専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

### 福祉学部の学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）

#### 【福祉心理学科】

福祉心理学科の教育研究上の目的に基づき、福祉心理学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、福島学院大学学則に定める卒業に必要な要件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士(福祉心理学)」の学位を授与する。

DP1. **総合力**: 人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. **問題発見・解決力**: 現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. **構想・構築力**: 新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. **コミュニケーション力**: 学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5. **実践力**: 対人援助職としての専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

#### 【こども学科】

本学の教育研究上の目的に基づき、こども学科における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士(こども学)」の学位を授与する。

DP1. **総合力**: 人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力・実行力

DP2. **問題発見・解決力**: 現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. **構想・構築力**: 新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. **コミュニケーション力**: 学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を協働により実現する力

DP5. **実践力**: 保育・教育の専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

### 大学院の学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）

#### 【臨床心理学専攻】

大学院の教育研究上の目的に基づき、学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、大学院規則に定める修了に必要な条件を満たした者に対して修了を認定し、「修士(臨床心理学)」の学位を授与する。

DP1. **総合力**: 人間やその環境及びそれらへの対応に関する高度で幅広い知識を身につけ、広い視野から臨床心理学的問題について理解することができる思考力・判断力

**DP2. 問題発見・解決力:**現代社会に関心を持ち、臨床心理学的な課題を発見、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

**DP3. 構想・構築力:**新たな問題について、エビデンスに基づく分析をおこない、理論を構築・展開する力

**DP4. コミュニケーション力:**学びによる能力や素養を活かすために、他者や状況理解に関する高度な視点と態度を持ち、今日的な課題に積極的に対応していく力

**DP5. 実践力:**専門性を実践するために必要な高度な知識・能力・技能を応用していく力

## 短期大学部の学位の授与方針（ディプロマ・ポリシー）

### 【保育学科】

保育学科の教育研究上の目的に基づき、保育学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(保育学)」の学位を授与する。

**DP1.総合力:**保育・幼児教育を学ぶ者として、人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

**DP2.問題発見・解決力:**子どもの成長とそれを取り巻く現代社会に関心を持ち、保育・幼児教育や乳幼児の発達に関する課題を見だし、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

**DP3.構想・構築力:**近年の子どもと子どもに関する社会等の新たな問題とその背景を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

**DP4.コミュニケーション力:**学びによる能力や素養を活かすために、子ども、保育者、保護者、地域の方々といった子どもの成長に関わる他者との相互理解を実現する力

**DP5.実践力:**保育・幼児教育に関する専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

### 【食物栄養学科】

食物栄養学科の教育研究上の目的に基づき、食物栄養学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(食物栄養学)」の学位を授与する。

**DP1.総合力:**人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

**DP2.問題発見・解決力:**現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

**DP3.構想・構築力:**新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に思考・説明する力

**DP4.コミュニケーション力:**学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

**DP5.実践力:**専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

食物栄養学科では、必要な単位の取得をして卒業が認められた学生は、栄養士資格の申請をすることが出来る。

### 【情報ビジネス学科】

情報ビジネス学科の教育研究上の目的に基づき、学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(情報ビジネス学)」の学位を授与する。

DP1.総合力:人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2.問題発見・解決力:地域社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3.構想・構築力:新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4.コミュニケーション力:ビジネスゴールの達成のために、多様な年齢層・立場の相手と円滑にコミュニケーションする力

DP5.実践力:専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

### ▶エビデンス

福祉学部のディプロマ・ポリシー

【福祉心理学科】

【こども学科】

大学院心理学研究科のディプロマ・ポリシー

【臨床心理学専攻】

短期大学部のディプロマ・ポリシー

【保育学科】

【食物栄養学科】

【情報ビジネス学科】

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準は、大学及び短期大学部の学科ごとに策定し、シラバスにおいて授業とディプロマ・ポリシーとの関連性を示すとともに、「到達目標」と「評価基準・方法」を明示し、周知している。進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、前述の大学全体、学部学科、短期大学部学科及び各研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則、大学院学則及び諸規則等により策定され、周知されている。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 1) 福祉学部

##### (ア) 単位の認定

学則第39条により、成績「A+」を評点100～90、「A」を89～80、「B」を79～70、「C」を69～60とし、C以上で合格、59点以下を「D」とし、不合格と定めている。なお、学生から評価について疑問がある場合は、学生受講規程第9条により、教務課又は担当教員に



申し出ること、当該科目担当教員は文書をもって回答するとしており、評価の公平性を図っている。

成績審査の方法は、中間試験、期末試験、レポート、作品、実技等、科目担当教員の定めるところによって行うことを履修規程第7条に規定しているほか、教員授業実施規程第20条で、期末試験のみの成績評価と単位の認定を避けることを規定し成績評価の厳格化と公平性を図っている。

入学前に他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設等における学修については、学則第38条により60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなして単位を認定することとしている。

(イ) 成績評定平均点 (GPA)

成績評定平均点(本学独自のGPA)を定め、進級制限、卒業判定基準のほか、実習科目の履修条件や学生の表彰の基準に活用している。

(ウ) 進級制限

学則第40条の2の定めにより、2年次末までの取得単位60単位未満の者、GPAが65点未満の者のいずれかに該当する場合は、教授会の意見を聴き、3年次への進級を認めないことがある。

(エ) 卒業認定及び学位授与の要件

学則第49条に卒業要件として5項目を定め、さらに学則第50条に、卒業の認定を受けた者に学士の学位を授与することを定めている。

科内会議においてすべての要件を満たしていることを判定した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定している。

(オ) 卒業認定に関する方針の公表

学則第49条に定める卒業認定要件、及び学則第50条に示す学位の授与を、本学の卒業認定に関する方針とすることを学則第48条第2項に定め、厳正に適用している。

## 2) 大学院心理学研究科

(ア) 単位の認定

大学院規則第24条第2項に基づき、単位の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して評価基準をあらかじめ明示し、その基準に従って適切に行うこととしている。

入学前の修得単位については、大学院規則第22条により、学長が教育上有益と認めた場合は10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなして単位を与えることができるものとしている。

(イ) 修了認定及び学位授与の要件

大学院規則第37条に定める修了に必要な単位を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文の審査及び試験に合格した者について、研究科委員会の意見を聴き、修了を認定している。修士論文の審査は、3名の審査委員(主査1名、副査2名)によって構成する審査会で行うこととしている。さらに修了の認定を受けた者で、教育研究及び人材育成の目的に適合すると研究科委員会において認められた者に、修士の学位を授与することを大学院規則第38条に定めている。

### 3) 短期大学部

#### (ア) 単位の認定

学則第 29 条の 2 により、学修の成果にかかる評価及び卒業の認定基準についてシラバスに記載して明示し、単位の認定については明示した基準に従い適切に行うこととしている。成績審査の方法は、中間試験、期末試験、レポート、作品、実技等教員の定めるところによって行うことを履修規程第 7 条に規定しているほか、教員授業実施規程第 20 条で、期末試験のみで成績評価してはならないことを規定している。

入学前に他大学等で修得した単位や大学以外の教育施設等における学修については、学則第 37 条により 30 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなして単位を認定することとしている。

#### (イ) 成績評定平均点 (GPA)

成績評定平均点(本学独自の GPA) を定め、進級制限、卒業判定基準のほか、実習科目の履修条件や学生の表彰の基準に活用している。

#### (ウ) 進級制限

学則第 42 条の 2 の定めにより、1 年次末までの取得単位数 20 単位未満の者、第 1 年次の成績評定平均点が 65 点未満の者のいずれかに該当する場合は、教授会の意見を聴き、2 年次への進級を認めないことがある。

#### (エ) 卒業認定及び学位授与の要件

学則第 51 条に卒業認定要件として 6 項目を定め、さらに学則第 51 条の 2 に、卒業の認定を受けた者に短期大学士の学位を授与することを定めている。

科内会議においてすべての要件を満たしていることを判定した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定している。

#### (オ) 卒業認定に関する方針の公表

学則第 51 条に定める卒業認定要件を本学の卒業認定に関する方針とすることを学則第 50 条第 2 項に定め、厳正に適用している。

以上の通り、単位認定、進級基準、卒業認定及び修了認定基準等の厳正な運用については、大学及び短期大学部学則並びに大学院規則に明示された基準を基に厳正に行っている。

### ▶エビデンス

- 【資料 3-1-①】 福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則  
本学ウェブサイト  
大学案内パンフレット  
教務・履修ガイド

- 【資料 3-1-②】 本学ウェブサイト  
学生募集案内

- 【資料 3-1-③】 教務・履修ガイド  
学生募集案内  
福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則  
福島学院大学大学院修士論文に係る評価基準

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学独自の GPA については、今年度内に見直しを行い、令和 4 年度からは一般的な 5 段階評価の GPA を適用することによって成績評価の一層の厳格・厳正化を図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知  
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性  
3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成  
3-2-④ 教養教育の実施  
3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、大学・大学院並びに短期大学部の学則及び規則において教育目的を定めるとともに、学部各学科、研究科が、人材の養成に関する目的及びその他の教育・研究上の目的を定めている。教育課程編成については、学校教育法施行規則第 165 条の2に基づき、大学 2 学科及び研究科、短期大学部 3 学科それぞれのカリキュラム・ポリシーを策定している。これらのカリキュラム・ポリシーは「大学案内」、本学ウェブサイト等で公開して広く周知を図っている。

福祉学部の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【福祉心理学科】

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参加型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。

・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

## 2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

### 1. 教養教育科目

・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。

・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

### 2. 専門教育科目

・1～4年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

・学外実習や地域ボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。

## 成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベルや科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

## 【こども学科】

こども学科は、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、次に掲げる体系的教育編成を構築している。

### ① 総合力

保育士並びに幼稚園教諭になるために必要な専門的知識、技能・技術を座学と演習、及び実習により学ぶ。乳幼児の保育・教育ならびに子育て支援、子どもや子育て家庭を取り巻く福祉問題など幅広い視野から理解できる思考力・判断力を身につける。

### ②問題発見・解決力

子どもを取り巻く環境の変化に関心を持ち、子どもに関する身近な問題を見つけ、その解決方法を検討する。

### ③構想・構築力

ゼミナール、卒業論文・卒業制作を通じ、学士（こども学）に相応しい論理的思考により、子どもと子どもの環境についての学びの集大成を形にする。

### ④コミュニケーション力

子どもの最善の利益を獲得するための、保護者との協働による保育実践は、密なコミュニケーションから生まれる。大学全体の教職員との挨拶から始まる日々のコミュニケーションを大切にすることで、コミュニケーション能力を培う。

### ⑤実践力

1年次から2年次までの座学と演習をもとに、3年次からの学外実習において保育・教育の実践を行う。その実践の省察からの学びを次への課題として新たな実践を行うことで実践力を身につける。

### 成績評価の可視化（みえる化）

・成績評価は、教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

### 大学院の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

#### 【臨床心理学専攻】

大学院心理学研究科はその専門性において、修了認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

なお、公認心理師及び臨床心理士養成に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に、公認心理師国家試験受験資格、臨床心理士試験受験資格を得ることができるよう教育課程を編成している。

#### 修了認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教育の編成。
- ・演習・修士論文研究指導や学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業と多領域にわたる実践的学修である実習を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・学生の主体的学びを構築するために、レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

#### 4つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、臨床心理学基礎科目・臨床心理学応用科目・臨床心理実習科目・研究指導科目に大別され、修了認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

- ① 臨床心理学基礎科目→DP1 及び 2 の総合力、問題発見・解決力に関連する科目、資格取得科目をふくむ。
  - ・広い視野に立ち、臨床心理学的支援の基礎となる基本的視点と態度に関する知識・技能を提供する。
  - ・基礎科目によって、高度で専門的な職業人となるための基礎的知識及び技能を修得する。
  - ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。
- ② 臨床心理学応用科目→DP2、3 及び 5 の問題発見・解決力、構想・構築力、実践力に関連する科目、資格取得科目をふくむ。
  - ・応用科目によって、現代社会の状況を分析し、臨床心理学的問題の発見と支援のあり方に関する新たな視点を提案できる専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。
  - ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。
- ③ 臨床心理実習科目→DP4、5 のコミュニケーション力、実践力に関連する科目、資格取得

科目をふくむ。

- ・学内外の実習機関において、臨床心理学的な支援について実践・考察する機会を提供する。
- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

④研究指導科目→DP1～5のすべてに関連する科目

- ・問題を発見し、探究する上での倫理的な視点と態度を修得する。
- ・データから新たな知見を見出し、展開していく力を修得する。
- ・「福島学院大学大学院修士論文に係る評価基準」を踏まえておこなう。

## 短期大学部の教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

### 【保育学科】

保育学科は、保育・幼児教育分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築しています。なお、「教員免許課程」及び「指定保育士養成」に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるよう教育課程を編成している。

### 卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育科目を編成。
- ・演習、実践、学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力を培う専門教育科目を編成。
- ・教養教育科目と専門教育科目における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオ・履修カルテなどによって可視化（みえる化）。

### 2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目、専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能。

#### ①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、短期大学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

#### ②専門教育科目

- ・2年次までの専門教育科目によって、保育・幼児教育に関する研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のための高い知識・技能の修得を提供する。
- ・保育・教育実習などの学外実習やボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。
- ・本学附属施設の認定こども園、子育て支援センターや地域の福祉施設、保育・教育関連

機関と連携をし、実践型学修の機会を提供する。

### 成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程や科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

### 【食物栄養学科】

本学は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、学科ごとに体系的教育編成を構築している。

#### 卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

#### 3つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

##### ①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

このことを実現するために食物栄養学科では、基本的な教養を身につける教科、12教科を配置し、短期大学士力・栄養士力の基礎を涵養する。

##### ②専門教育科目

- ・1～2年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

具体的には、食の基本、生理・生化学の基本を修得することを目的とした17の専門基礎教育科目、栄養・調理などの修得を目指した15の専門教育科目によって論理的な思考力を涵養し、座学教科を基に、「実習」を通して研究能力、専門的職業能力を育成する。このことで、栄養士資格取得へ向けて必要とされる高い知識と技術を修得する。

##### ③体験・実践型科目

- ・ボランティア、インターンシップ、リーダーシップ教育、留学など、地域と社会で実践的に学びまた貢献する機会を提供する。

栄養士資格取得必修教科である「給食管理実習」では、校内と学外において、それぞれ5日間ずつ実習を行い、給食の現場における判断力・実践力を培う。

加えて、「特別研究」によって、実社会における「食」への関わりや商品開発など、多面的な学修を進め、学内では修得できない様々な高い実践力を涵養する。

### 成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

### 【情報ビジネス学科】

情報ビジネス学科は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

### 卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育を編成する。

・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育を編成する。

・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化する。

・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化する。

### 3つに大別される科目及びプログラム

#### ①教養教育科目

・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。

・初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

・生涯スポーツや国際理解を目的とした科目を開設する。

#### ②専門教育科目

・情報ビジネス学科の専門教育科目は、「情報リテラシーの修得」「コミュニケーション能力の修得」「ビジネス実務の修得」「地域課題の理解」「豊かな表現力の修得」の5つの分野で編成している。

・ビジネスの現場で即戦力として活躍できる資格検定の合格を目指す科目を提供する。

・専門性を高めるために、2年次にゼミナールを開設する。

#### ③体験・実践型科目

・インターンシップ実習、地域連携プロジェクト、ボランティアなど、地域社会と関わって実践的に学び、貢献する機会を提供する。

### 成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて成績評価を行う。

### ▶エビデンス



福祉学部のカリキュラム・ポリシー

【福祉心理学科】

【こども学科】

大学院心理学研究科のカリキュラム・ポリシー

【臨床心理学専攻】

短期大学部のカリキュラム・ポリシー

【保育学科】

【食物栄養学科】

【情報ビジネス学科】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学2学科・短期大学部3学科のカリキュラム・ポリシー（CP）は、各学科に共通するディプロマ・ポリシー（DP）である総合力、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力に関連付けて策定し、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング、保育士、幼稚園教諭、栄養士の資格を取得するための科目を含めて、DPとの一貫性を図っている。

大学院のCPについてもDPに関連付けて策定し、公認心理師国家試験受験資格、臨床心理士試験受験資格を得るための科目を含めて、DPとの一貫性を図っている。

以上のことから、本学のカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの関係において一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

○福祉学部

【福祉心理学科】

福祉学部の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「国語表現」「生活教養」「国際理解論」等の科目を必修科目として配置し、専門教育科目では、2つの学科それぞれの資格・免許の取得に沿い、必要とされる指定科目を配置し、学年進行に合わせ段階的に学修できるよう科目を各年次配当している。体系的な教育課程の編成は、カリキュラムツリーで示しており、大学案内パンフレット、授業計画、本学ウェブサイト等に明示し公表している。

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築している。

【こども学科】

教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。また、教養教育科目と専門教育科目を通じて専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう科目を設定している。

さらに、幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする者のために教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目を置き、保育士の資格を取得しようとする者のために、児童福祉

法及び同法施行規則に規定する科目を置き、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程を設置している。

### ○大学院心理学研究科

大学院心理学研究科は、心理学領域の理論及び応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成することを目的に、臨床心理専攻においては国家資格公認心理師及び公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士の受験資格取得を踏まえた教育課程を編成している。

### ○短期大学部

#### 【保育学科】

保育学科の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「文章表現」、「会話演習」、「生活教養」等の科目を必修科目として配置している。

専門教育科目は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状が取得できるよう、体系的に教育課程を編成している。指定保育士養成施設として、児童福祉法及び同法施行規則に規定する教科目(必修科目)を開設。さらに、幼稚園教諭二種免許状取得のための教職課程を設置し、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する授業科目を開設している。

なお、体系的な教育課程の編成は、カリキュラムツリーで示しており、大学案内パンフレット、授業計画、本学ホームページ等に明示し公表している。

#### 【食物栄養学科】

食物栄養学科の教育課程は、教養教育科目において建学の精神を学ぶ「本学の教育」、さらに「文章表現」、「体育実技」、「生活教養」等の科目を必修科目として配置している専門教育科目については栄養士施行規則第9条第1号に従い6群32科目を設定しており、法律改正に併せ教育課程の改訂を実施している。その他、設定教科目が時代の要請に対応できているか、学生の学修意欲に応えられる充実度、かつ展開性を持ったものになっているかを検討し、必要に応じて教育課程の変更に取り組んでいる。学生が食と健康を広い視点で見つめ、専門領域を縦横に結んで知識と技術を身につけ易くするために専門教育課程の「栄養と健康」分野に「健康科学」を開設し、本年度も在学生の100%が選択・履修した。

#### 【情報ビジネス学科】

毎年度教育課程を見直してきたが、平成27年度には、ビジネス環境の変化に対応するとともに、また、地域社会のニーズに鑑み、より地元貢献できる人材の育成を目指して教育課程を大幅に見直している。教養教育科目と専門教育科目、各科目の位置付けを見直すとともに、専門教育科目の3つの領域(ビジネス実務、IT実務、ウェブデザイン)を分解し、編成し直している。地域との連携を拡充するための「インターンシップリテラシー」を必修科目に設定、従来のインターンシップを「インターンシップⅠ、Ⅱ」に増強、さらに「ゼミナールⅡ」を追加している。

このように各学科、研究科ともに CP に沿った教育課程が体系的に編成されていると評価できる。

### 3-2-④ 教養教育の実施

大学 2 学科・短期大学部 3 学科の教育特性に合わせた教養教育科目が実施されている。

#### 福祉学部

##### 【福祉心理学科】

教養教育に共通するリテラシー科目（文章表現、本学の教育）を大学の教養教育の導入として、IT 時代に適応するための ICT リテラシーとデータサイエンス、社会の情報を広く知るための時事講座、コミュニケーション力としての英会話、専門教育への導入としてソーシャルワークに関する概論科目を実施している。

##### 【こども学科】

教養教育に共通するリテラシー科目（文章表現 I、II、本学の教育）を大学の教養教育の導入として、IT 時代に適応するためのリテラシー科目、コミュニケーション力としての英会話、保育士、幼稚園教諭の資格取得を目指すための保育に関する概論科目、ピアノ演習などを実施している。

#### 短期大学部

##### 【保育学科】

教養教育に共通するリテラシー科目（文章表現 I、II、本学の教育）を大学の教養教育の導入として、IT 時代に適応するためのリテラシー科目、美術、音楽に関する演習を実施している。

##### 【食物栄養学科】

教養教育に共通するリテラシー科目（文章表現 I、II、本学の教育）を大学の教養教育の導入として、IT 時代に適応するためのリテラシー科目、栄養学に関する概論、調理実習などを実施している。

##### 【情報ビジネス学科】

教養教育に共通するリテラシー科目（文章表現 I、II、本学の教育）を大学の教養教育の導入として、IT 時代に適応するためのリテラシー科目、コミュニケーション力としての英会話とリーディングなどを実施している。

### 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

大学・短期大学部学則第 2 条の実施を目指すため、アクティブ・ラーニングを中心とした授業を実施し、教員・学生相互のコミュニケーションを重視している。

教員はそれぞれの専門性を活かし、学問の基礎を重視しながら最先端の研究成果を教授することはもとより、効果的な教育を実施し、授業をよりよい内容にするために、全学授業改善委員会において、学科の代表が授業改善に関する実践例などについて報告を行い、教員相互が教授方法の工夫などについて情報交換を行うことで日々の授業改善に結びつけている。

▶エビデンス

- 【資料 3-2-①】 福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則  
福島学院大学大学院履修規程  
福島学院大学履修規程  
福島学院短期大学部履修規程  
本学ウェブサイト  
大学案内パンフレット
- 【資料 3-2-②】 福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 3-2-③】 福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則
- 【資料 3-2-④】 授業計画（シラバス）
- 【資料 3-2-⑤】 授業計画（シラバス）  
教員授業実施規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学授業改善委員会及び教学委員会を中心に教育課程及び教授方法の改善・向上を図るための施策を展開しているが、さらに次のような課題の解決に取り組む。

- ・全学的な「ふり返しシート」の導入などによる学修成果の可視化
- ・アセスメント・ポリシーに則した教育課程見直しの PDCA サイクルの構築

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

本学での学修成果の点検・評価については、「学修行動と学生生活に関する実態調査」によって全学的に実施しているほか、学科にディプロマ・ポリシーで卒業認定基準を具体的に示すことで行われている。また、その目標達成のために策定されたカリキュラム・ポリシーによって編成された学修プログラムにおける成績・GPA 分布をはじめ、各種資格の取得状況や外部認定試験における成績状況、就職状況、授業アンケートなどを評価指標としている。

成績・GPA といった学修状況については、学期毎クラス別の成績一覧が、学年末には GPA 取得一覧の成績データによって評価される。成績データ、資格・免許状取得状況については、各学科及び教務課で把握できる体制となっている。

さらに学修成果の評価の一つとして就職状況も評価の指標としており、教学委員会、運営委員会で報告されるほか、分野別の就職状況などの詳細は学生支援・キャリア支援課でまとめられている。

各学科の教員は、所属する学生のプライバシーと個人情報に配慮した上で上記の情報を共有することが可能で、これらを通じて学科等におけるディプロマ・ポリシーの達成状況を点検することが可能である。

さらに、現カリキュラムで開設している個々の科目について授業評価アンケートを実施し、科目の適正を評価した上で、カリキュラム・ポリシーとの整合性を図ることを心掛けている。

ほかにも、教員は所属学科の学生が、どのような入試形態（AO、一般）により入学したかという情報についても確認できることから、成績や就職状況と併せて、入試区分による分析を行うことで、アドミッション・ポリシーの関連を確認することができる体制となっている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学科毎に三つのポリシーが策定されていることによって、これらの達成度が学修成果の判断基準としてフィードバックされている。学生は各学科において学期初めの履修登録に当たり、教務・履修ガイド及びシラバスを用いて説明があり、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてカリキュラムツリーを示して、適切に学修計画を立てられるようになっている。こうして立てた学修計画に基づく学修成果について、教授会及び研究科委員会において卒業・修了認定を厳正に行うことで、教育目的の達成状況を確認している。

また、授業科目毎に「授業評価アンケート」を実施しており、教学委員会で検証を行うことによって、アンケート結果の解析と、それに対する適切なフィードバックを行っている。各学科の教育目標の達成状況の点検は、「資格・免許状取得の状況」、「卒業時アンケート」、「学修行動と学生生活に関する実態調査」、「卒業生就職先アンケート」等で行い、その結果を各学科に通知しフィードバックを行っている。

#### ▶エビデンス

- 【資料 3-3-①】 授業計画（シラバス）  
教務・履修ガイド
- 【資料 3-1-②】 本学ウェブサイト  
授業計画  
卒業時アンケート

学修行動と学生生活に関する実態調査  
卒業生就職先アンケート

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修成果の点検・評価は「学修行動と学生生活に関する実態調査」により行われているが、点検・評価が教育の質保証に向けて組織的・継続的システムとしてより機能するために、大学全体、各学科及び研究科としてのアセスメント・ポリシーを策定し、3つのポリシーについてのPDCAサイクルを構築してに努めていく。

PDCAサイクル構築のために、各教員が授業ごとに実施している学生のリアクションペーパーなどを実施し、学びの成果を分析することによって学修成果の可視化につなげていく。

また、シラバスの一層の充実を図ることによって、成績評価の厳格性と透明性を確保していく。

**【基準3の自己評価】**

本学は、教育上の目的を学則に定め、これを実現するための方策として3つのポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーによって卒業認定基準、修了認定基準を明示し、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し実施している。また、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの確立を目指し、教育課程及び教授方法の改善・向上を図るための施策を展開している。

学修状況の点検・評価については、教員による学生の学修状況確認や資格取得状況の情報共有、就職状況調査等のための全学的な仕組みが整備されているが、アセスメント・ポリシーに基づいたPDCAサイクルをすることに努める。

以上のことから、卒業認定、教育課程、学修成果について、基準等に基づき厳正に運用し、教授方法の開発や学修成果の点検・評価に基づく学修指導等の改善を図り、教育の質を高めるよう努めており「基準3.教育課程」の趣旨を満たしていると評価できる。

**基準4. 教員・職員**

**4-1. 教学マネジメントの機能性**

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの  
確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の位置づけは、学校教育法第 92 条第 3 項の規定に従い、大学及び短期大学部学則第 9 条 2 項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定されている。意思決定に関する学部及び大学院の教員組織との関係については、学校教育法第 93 条の規定に基づき、以下のように規定している。

大学及び短期大学部の教員組織との関係では、教授会及び学則第 11 条第 1 項第 9 号に基づき、教学委員会や学科会議が置かれている。教学委員会は学長の教学マネジメント組織であり、学長、副学長、学部長、研究科長、全学科長及び教務課長などを構成員とし、教学に関する主要な事項の検討などを行う。教学委員会は、規程によって各学科及び研究科の科内会議との接続が図られており、学長のリーダーシップが適切に確立・発揮されている。

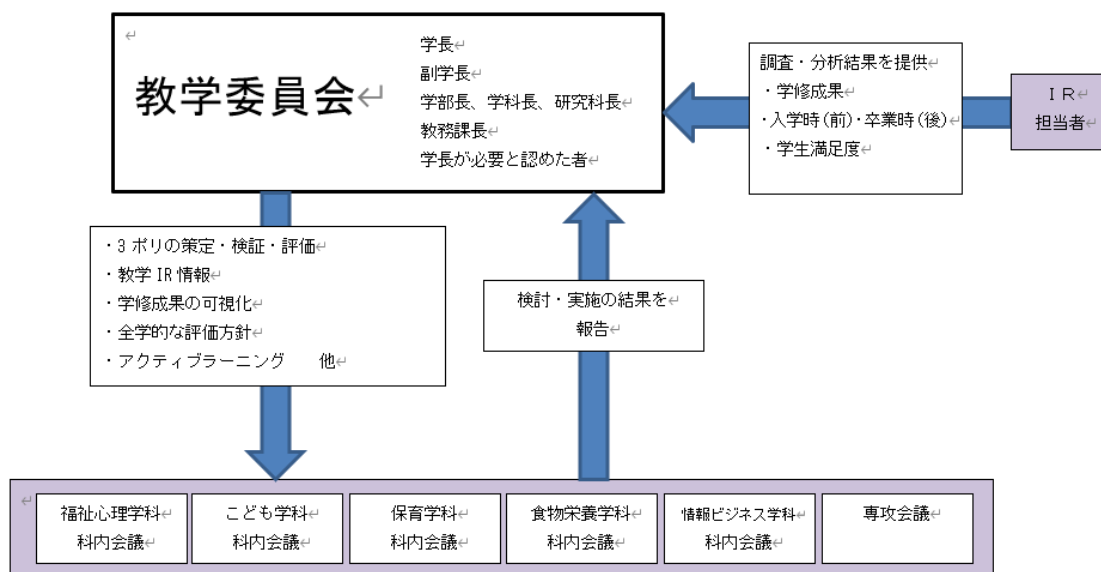
4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教員管理職制及び教育運営職制規程に、副学長、学部長、研究科長、学科長、学科主任などの各所掌が定められており、権限は適切に分散され、責任の明確化が図られている。特に副学長に関しては第 3 条 3 項、「副学長は学長を補佐し、学長不在のときはその職務を代理する。」とし、学長の補佐的業務であることを規定し、3 名の副学長を置き、危機管理に配慮した教学マネジメントが構築されている。

全学的教学マネジメント体制図

(教学委員会任務)

本学の教育目的を達成するために必要な改善・改革を推進し、全学的な教学運営体制を円滑にするため、定期的に会議体で審議を行う。



#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の教学マネジメントを担う部署は教務課である。教務課の業務内容は、業務組織規程第9条において、教育課程の総括及び連絡、時間割調整に関すること、教授会や教学委員会の議案、議事録及び庶務に関すること、授業委嘱に関すること、教室に関すること等が規定されている。

次に同第8条において、入学広報課の業務内容については、広報関係、学生募集、入学者選抜事務、編入学等規定されている。

##### ▶エビデンス

- 【資料 4-1-①】 福島学院大学学則  
福島学院大学大学院規則  
福島学院大学短期大学部学則  
教学委員会規程
- 【資料 4-1-②】 教員管理職制及び教育運営職制規程
- 【資料 4-1-③】 業務組織規程

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮について、学校教育法に定める学長の位置づけに基づいて学長権限と各種会議等、学則及び各種関係規程に則った補佐体制を敷いている。ただし「学長裁定」が規程化されていないなど、今後も学校教育法一部改正の趣旨や本学での対応について方策を検討する必要がある。

さらに、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築についてさらなる文教政策の進展に対応するため、記載されている役割をより明確化する必要がある。

職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性について、本学では既定事項を運営するための組織体制は整備されている一方で、改革総合支援事業に記されているようなアドミッションオフィサーやIR体制については不備な部分も認められるため、中期計画の推進に向けて教職共同プロジェクトや合同会議などを進めていく方針である。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

##### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

##### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。



(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発 と効果的な実施

福祉学部・大学院・短期大学部ともにその教育方針に則り、毎年、大学及び大学院、短期大学部での教員配置に関して、「福島学院大学所属員別現員表」を作成し確認している。現在も設置基準上の数を満たしており、適正に運営を行っている。

さらにそれぞれの専門分野に関する非常勤教員を適切に委嘱して周辺分野を含む多様な学問領域をカバーし、教育内容の充実を図っている。

ただし、近年の時代と研究状況の進捗の速さを勘案すると、カバーすべき領域も時々刻々と変化しているため、外部の人的な資源に依存しつつこれらの不足を補うなどの必要がある。その一方で、FD 活動を含めて専任教員・非常勤教員の授業の質の向上にも一層努めなければならない。

1) 教員の公募について

本学における教員の採用は、教育課程及び専任教員の構成等を考慮し、原則として公募方式をとっている。

2) 教員の採用・昇任

専任教員の採用にあたっては、人事担当者のほか、所属予定学部の学部長をはじめ複数の教員で面接の上、理事長、学長による面接を行うことにより、研究意欲を持った本学の教育にふさわしい人材の確保に努めている。

教員の採用及び昇格候補者の選考は、学部では教員任用規程により教員資格審査委員会を設置し、教員資格審査を行う。教員資格審査委員会は、教授会規程第3条に定めている正教授会がこれにあたり、理事長、学長、副学長、人事担当理事、満3年以上本学教授として勤続の常勤教授、人事課長で構成している。

教員資格審査委員会では、福島学院大学教員資格基準規程及び福島学院大学教員資格基準規程施行細則に基づき審査を行う。採用候補者は、学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等、昇格候補者は、教育・研究活動実績、本学組織への貢献及び社会的活動への参加等を総合的に評価して各職位に適正か判定している。その審査において適格と判定されたものについて、人事担当理事は常任理事会に提出し、その議を経て理事長が採用を決定する。

なお、大学院を併任する専任教員については、福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程に基づき、大学院教員資格審査委員会を設置して審査し、適格と判定されたものについて学長が常任理事会に提出し、その議を経て理事長が採用を決定する。

3) 教員評価

教員には研究業績等の自己申告実施要項により、研究業績等を自己申告させ、研究業績審査委員会でその業績を審査し、教員の業績について正確に把握するとともに、昇任、昇給、表彰、及び教員研究教育費増減の参考としている。

また、教員自身の業績評価として、毎年度末に研究業績一覧、学会及び社会における活動状況、教育方法の実践事例、本学運営上の実績等を自己点検し、「実績報告書」として学

科長へ提出する。学科長は、「実績報告書」を給与規程（教員）第9条第5項における「勤務成績」評価の基本資料として活用し、管理運営上の貢献度、勤務状況等を総合的に勘案して評価を行っている。

4) 研修、「FD ファカルティ・ディベロップメント」（「SD スタッフ・ディベロップメント」を含む）

本学におけるFDは、「ファカルティ・ディベロップメントに関する規程」第2条に本学の教育理念・教育目的に基づき教育の内容及び方法の改善・向上を図ることを目的に実施する。FDは「FD委員会」が、研修実施方針・実施項目の設定、実施計画の策定、実施後の分析、報告内容の全学的観点からの点検などを行うが、スタッフ・ディベロップメント（以下SDと記す）委員会と合同で協議し、有機的な研修会を設定するようにしている。

令和3年度実績としては、全専任教職員を対象としたFD・SDとして、「コロナ渦・ポストコロナにおけるオンライン教育の可能性について」をテーマに研修会を実施、その他、非常勤教員も含めた科内FDなどを実施した。

#### ▶エビデンス

- 【資料 4-2-①】 福島学院大学所属員別現在員表  
教員任用規程  
教授会規程  
福島学院大学教員資格基準規程  
福島学院大学短期大学部教員資格基準規程  
福島学院大学教員資格基準規程施行細則  
福島学院大学短期大学部教員資格基準規程施行細則  
福島学院大学大学院教員資格審査に関する規程
- 【資料 4-2-②】 ファカルティ・ディベロップメントに関する規程

#### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

本学においてはFD活動推進のための委員会を中心に体制が整えられ、その活動の充実も図られてきたものの、これまでの活動は教授方法に特化したものは学科内FDが多く、全学的なFDは、法令や他大学事例などであったため、教員への直接的な全学FDも検討したい。今後も更なる教育の質向上に繋がる具体的な研修内容を検討した上で、FD研修会を開催していく。

教員の採用・昇任に関しては、現在の基準を継続的に検討し、教育・研究・アドミニストレーション（地域連携など大学への貢献）の3つの要素を基準として、どのようなパーセンテージが適性かを判断することに加えて、本学の教員に求める資質をより明確化する。加えて、教員評価制度（教員の客観的評価）を導入し問題解決に向けた具体策を策定していく。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

###### (1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

大学設置基準改正によるSD義務化に対応し、職員のみならず大学運営業務全般における資質向上が求められる中で、スタッフ・ディベロップメントに関する規程に基づきSD委員会を設置しており、必要な取り組みを決定している。令和3年度については、前年度に引き続き全専任教職員を対象としたハラスメント防止研修会を実施し、アカデミックハラスメントについて取り上げた。また、年度初めには、全専任教職員を対象とした初顔合わせ会で新年度の運営方針や予算を説明する機会を設け、職員個々の能力が大学において発揮できる環境を準備している。

#### ▶エビデンス

【資料 4-3-①】 スタッフ・ディベロップメントに関する規程

###### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の研修制度については、本学の使命・目的等の実現、中長期経営計画の達成及び個々の職員のキャリアアップのために内容面の充実に向けていくとともに、研修効果の検証・分析を進め、大学運営へのフィードバックを実効性のあるものにしていく。

また、大学に関わる社会的な問題等についての研修を勧めるとともに、教育活動を基幹に行われるFDと管理活動を中心として行われるSDについて、教員、職員が教職協働によってより有機的な連携を図ることにより、学生のための活動をよりよく実現していくことを目指す。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学は、全教員へ個人研究室が割り当てられており、パソコン及びネット環境が整備され、研究に集中できる環境を整えている。また、教員の研究活動をバックアップする体制

として、企画室が各教員の学外の競争的資金等研究費申請（特に科研費）及び執行に係る  
手続等を支援している。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、研究機関における公的研究費の管理・  
監査のガイドライン、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインなどを  
踏まえ、本学で学術研究を行うすべての者に対して、研究倫理に関する本学における研究  
活動及び研究業績にかかる不正行為並びにその対応に関する規程を設け運用している。当  
該規程に基づき、全教員対象に研究倫理教育研修を行っている。研究倫理に関する知見を  
深めるために教員用教材として『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』（日  
本学術振興会）を配布し、公的研究費の取り扱いや研究倫理、特定不正行為、不正事例な  
ど研究者としての知識と倫理観を養う研修を行っている。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

福島学院大学研究奨励規程は、本学における研究の奨励について定めることを目的とし、  
教員毎の研究業績等に応じて教員個人研究経費を定めて年度毎に配布している。それ以外  
にも特定研究依頼者、研究奨励賞や表彰受賞者、及び准教授以下の教員の申請に応じて、  
特別研究交付金を交付することを定めている。

教員個人研究経費は、教員研究教育費の使用及び配付並びに増減に関する規程で基本的  
な取扱いを定めており、基本配分額は、職位、勤務及び予算の状況に応じて年度毎に定め  
ている。

特別研究交付金については、特別研究交付金規程に定めており、教員の本学の必要によ  
り設定した研究課題や、准教授以下の教員で特別な研究計画がある場合等は、学長に特別  
研究交付金を申請することができる制度である。特に今年度は科研究費申請の促進を促す  
ため、科研費申請を行ったが、採択されなかった教員へのフォローとして、科研費未採択  
者用の特別研究費枠を設けた。

外部競争資金に関する公募情報については全教員に配布している。特に科研費について  
は、年間一回科研費申請に関する解説通知を全教員へ配布し説明することで、科研費の申  
請率や採択率の向上を目指している。その他外部研究資金についても公募内容に応じて教  
員宛周知している。

#### ▶エビデンス

- 【資料 4-4-①】 本学における研究活動及び研究業績にかかる不正行為及びその対  
応に関する規程  
業務組織規程
- 【資料 4-4-②】 教員管理職制及び教育運営職制規程
- 【資料 4-4-③】 福島学院大学研究奨励規程  
教員研究教育費の使用及び配付並びに増減に関する規程  
特別研究交付金規程

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、公的研究費コンプライアンス・研究倫理教育研修等を毎年度実施して、コンプライアンスの推進を図っている。また、そのほかにも申請等の受付、相談及び研究不正防止計画など策定し研究環境の整備に努めている。なお今後は研究論理審査委員会などの機能拡充を図り、より研究者の論文公表を促進していく。

#### 【基準 4 の自己評価】

本学は、学長がリーダーシップを発揮できるよう理事長・学長室を設置し、教学委員会等の委員会組織によって学長を補佐する体制を整備している。また、教学委員会等の役割を明確に規定し、執行を担う事務局に適切に職員を配置することで、権限の適切な分散と責任・役割の明確化に配慮した教学マネジメントを構築している。

教員の配置については、教育目標、教育課程に則した採用、昇任等が規程に基づき適切に行われている。職能開発については、教育内容・方法等の改善のための FD や大学運営に必要な資質・能力向上のための SD を効果的に実施している。また、教学関連事項を取り扱う委員会等への事務職員参画等、教職協働による効果的な大学運営にも取り組んでいる。さらに研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究活動への資源配分を適切に運営・管理している。

以上のことから本学は、組織の整備と職能開発が適切であり「基準 4. 教員・職員」の趣旨を満たしていると評価できる。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 5-1. 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第 3 条に「本法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、学校教育を行い、創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に沿って、真心と思いやりを涵養し、社会に有用な人材の育成を図ることを目的とする。」と本法人の目的を定義している。

学校法人法に則り、本法人の最高意思決定機関を理事会と定め、寄附行為第 16 条第 2 項に「理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定している。また、第 18 条第 3 項において利益相反取引の恐れのある事案に関して「利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。」とし、理事会運営と決定

の透明性を確保している。

寄附行為第 19 条では「評議員会」を組織することを定めており、寄附行為第 21 条では、理事長が事前に評議員会の意見を聞かなければならない事項として、次のように定めている。

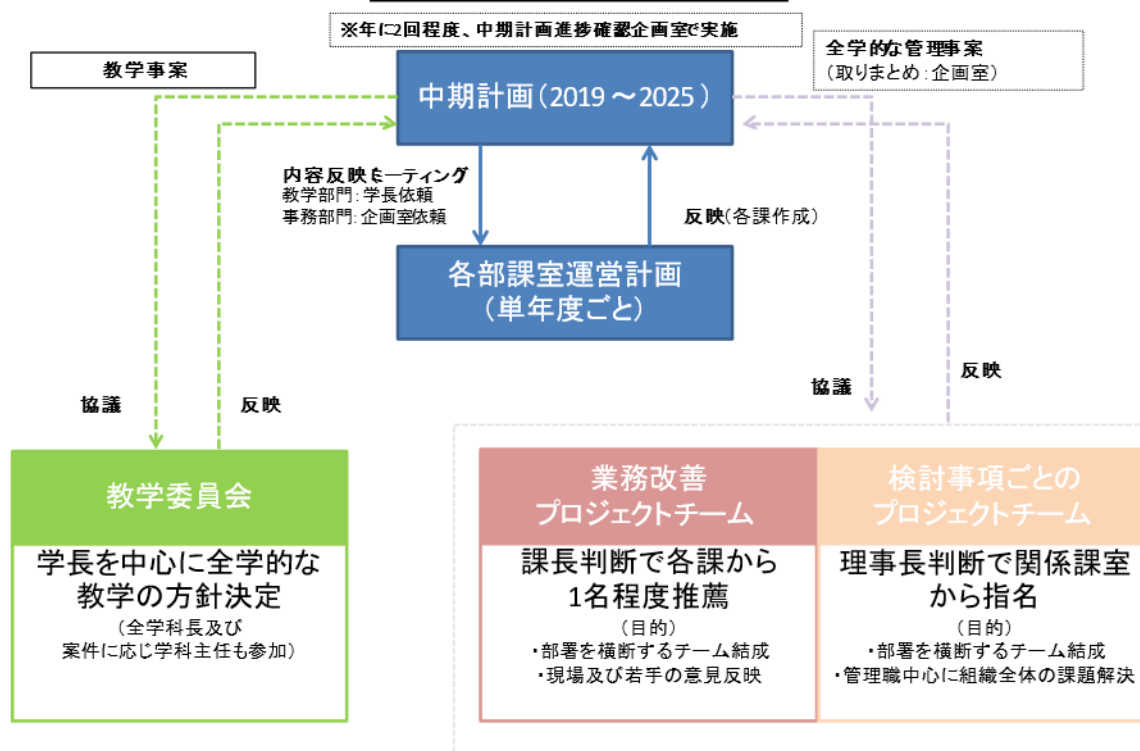
- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金、(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

組織倫理に関しては、大学規程として就業規則をはじめ、服務規程、業務組織規程、個人情報保護規程、本学教員の研究にかかる基本的責務に関する規程などを整備している。寄附行為や各種規程及び細則は、法令改正などに基づき定期的に各担当課の点検を行い、理事長、学長含む学内理事で組織する常任理事会で規程改正を協議し、理事会において決定し、経営の規律と誠実性は維持されている。

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学において、令和元年度に「第二期中期計画」を策定し、使命・目的の実現に向けた取り組みは、下記の中期計画推進体制図の通り、その運用実施が管理されている。単年度毎に取りまとめている事業計画書は、「第二期中期計画」に基づいて、本学の計画を具体的に示し、着実な実行に努めている。事業報告書に関しては、前年度の取り組みを本学ホームページに掲載し、社会に公表している。

## 中期計画推進体制



### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮 [環境保全]

環境保全、人権、安全への配慮に係る体制については、以下のとおり、必要な規程等を制定し、教育機関としての社会公共性を維持するよう努めている。

- ・防災対策規程
- ・宮代キャンパス防災計画
- ・福島駅前キャンパス防災計画
- ・福島駅前キャンパスにおける地震対応指針
- ・宮代キャンパスにおける地震対応指針
- ・福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針
- ・教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針
- ・学生間における差別とハラスメント防止に関する規程
- ・学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則

環境保全に関する取り組みとしては、学びの環境を維持するために樹木剪定、清掃など、日々の環境美化に努めている。また、担当職員が定期的に巡回を行っており、修繕箇所等の早期発見に努めている。さらに平成28(2016)年度にメンテナンス計画を策定し、今後10年間の施設設備等キャンパス環境維持を年次計画にて進めている。

その他、環境への配慮として「福島学院大学 節電方針」を策定し、年度毎に運営計画の中で節電目標を明示するとともに、定期的に学内ニュースで光熱水費の節減、クールビ

ズの推進などを周知し、エコロジー対応へ努力している。

人権への配慮として、福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針において、教職員は、本学の「真心」の精神を旨として、各々その職責を自覚するとともに、職場の規律の維持と親睦の向上、対外関係の円滑化に努めなければならないとしている。その他、教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針、学生間における差別とハラスメント防止に関する規程、学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則において、教職員、学生への対応を定めている。

キャンパスの防災は防災対策規程に基づき、「宮代キャンパス防災計画」、「福島駅前キャンパス防災計画」を定め、災害に備えている。その防災計画をもとに防災訓練及び防犯訓練、救命講習を毎年実施している。また、平成 25（2013）年には、東日本大震災の教訓を生かし、「福島駅前キャンパスにおける地震対応方針」、「宮代キャンパスにおける地震対応方針」を制定している。また、両キャンパスには災害時の非常用として備蓄品を備えている。構内の安全対策としては、キャンパスガードマンの構内巡回、監視カメラ設置などによりセキュリティ対策を実施している。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス対策危機管理チームを発足し、早い段階での新型コロナウイルスワクチンの集団接種の機会の確保、全学科実施の双方向型オンライン授業・会議対応、新型コロナウイルス感染症防止のための3つのガイドライン（新型コロナウイルス感染症防止のためのガイドライン、学生生活のガイドライン、面接授業再開に向けてのガイドライン）作成、新型コロナウイルス感染状況に対する大学の行動指針（BCP）作成等、様々な事案への対応を迅速に行い、環境保全及び安全への配慮に努めた。

#### ▶エビデンス

- 【資料 5-1-①】 寄附行為
- 【資料 5-1-②】 第二期中期計画  
本学ウェブサイト
- 【資料 5-1-③】 福島学院教職員間及び対外部者間における差別と嫌がらせに関する防止方針  
教職員の学生に対する禁止すべき行為及び差別と嫌がらせ的言動に関する防止方針  
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程  
学生間における差別とハラスメント防止に関する規程細則  
防災対策規程  
福島駅前キャンパスにおける地震対応方針  
宮代キャンパスにおける地震対応方針  
新型コロナウイルス感染症防止のためのガイドライン  
学生生活のガイドライン  
面接授業再開に向けてのガイドライン  
新型コロナウイルス感染症対策における行動指針（BCP）



(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理について、規程やマニュアル等はある程度整備されているが、アフターコロナの時代も見据えて、今後ともマニュアルの見直しや多様な事態を想定した研修機会の充実を図り、法人全体として緊急事態に備えられる体制を整えていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき、大学の使命・目的の達成に向けて、戦略的な意思決定機能を有している。

そのための体制として、役員は、寄附行為第 5 条に理事 7 人以上 10 人以内、監事 2 人と定めている。理事の選任は理事長、大学学長、短期大学部学長、評議員のうち評議員会からの選任者、学識経験者のうち理事会における選任者の 5 つの立場から選任することを定めている。寄附行為第 11 条により、法人を代表しその業務を総理する理事長は、理事の内から一人を理事総数の過半数の議決により選出される。監事は、寄附行為第 7 条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

理事会の議長は理事長が務め、年間 6 回の定例理事会のほか、緊急を要する場合には、臨時に開催する。5 月の定例理事会は、前年度の事業報告及び決算など、3 月の定例理事会は、翌年度の事業計画や予算編成案などを審議している。

常任理事会は、寄附行為施行規則第 7 条第 4 項に定める事項を審議する。常任理事会の設置によって、理事会及び理事長の業務執行の円滑化を図り、法人の使命・目的の達成に向けた戦略的意思決定が機能的に図られる体制が整備されている。

▶エビデンス

- 【資料 5-2-①】 寄附行為  
理事会・評議員会出席一覧  
寄附行為施行規則

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

監事は本法人の業務監査を兼ねて理事会に出席することになっており、令和3年度は、全ての理事会及び評議員会に監事が出席した。今後も監事出席の上で理事会及び評議員会の開催とする。また、令和2年4月施行の改正私学法の下に、監事の管理監督体制を一層強化していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学では、理事会における意思決定を円滑にする役割を担う機関として、常任理事会を置いている。構成員は常任理事である理事長（兼学長）及び学内理事である。これに加え、参与管理職者として、副学長及び部長職以上の経営管理職員が出席している。管理部門と教学部門が連携して本学の重要事項について検討・協議するとともに、情報の共有を図っている。

また、法人に附属する福島学院大学認定こども園が定期的を開催する認定こども園運営委員会には理事長（兼学長）が構成員となっており、情報共有することで円滑な管理運営に努めている。

法人は、法改正など社会の転換期に適応し、永続性と教育・研究の深化を図るため、令和元年度に「福島学院 第二期中期計画」を策定し、法人と大学及び短期大学部が取り組むべき課題を共有し、意思決定の円滑化を図っている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事の職務は、寄附行為第15条に次のように規定されている。

- (1) 本法人の業務を監査すること
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること
- (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の

招集を請求すること

(7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

以上の監事職務によって、理事会との相互チェック機能が保たれている。

監事は常に理事会及び評議員会に出席し、寄附行為に定められた法人の業務の監査を行っている。監事の選考は寄附行為第7条に「本法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

評議員会は寄附行為第19条に基づき、15人以上23人以内で組織し、事業計画及び予算、事業報告及び決算、寄附行為の変更など、寄附行為に定める重要事項について、理事会の諮問機関として法人と大学との相互チェックの機能を果たしている。

#### ▶エビデンス

- 【資料 5-3-①】 寄附行為  
運営委員会設置規程  
各種委員会等設置規程  
初顔合わせ会資料

- 【資料 5-3-②】 寄附行為

#### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

改正私立学校法が令和2年4月に施行され、理事・評議員会・監事などそれぞれの責務が明確化された。理事会は今後も法令を遵守し、法人の意思決定機関として、管理運営の円滑化と大学との相互チェック機能を果たしていく。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人は、大学が策定した第二期中期計画（令和元(2019)年度～令和5(2024)年度）のアクションプランを共有し、各年度ではこれに基づいた事業計画、予算計画を行う。第二期中期計画では、過去10年の学生数、財務データを基礎として計画期間における執行案件を計画し、予算の積算を示しており、中期的な計画に基づく適切な財務運営の確立を目指している。各年度においては、その前年に中長期経営計画を基礎として作成された事業計画に基づき、予算案が作成、審議、承認され、当該年度において予算に基づいた財務運営がなされてい

る。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人の第二期中期計画をもとに、総合的な「収支のバランス」を図ることにより安定した財務基盤の確立を目指している。18歳人口動態や進学率などを検証し、近年の入学者数を踏まえた上で、令和2年度から学費の値上げ改定を行った。学費の値上げの効果により令和5年度（中期計画最終年度）の資金収支計算上において収入超過に転換することを目標としていたが、コロナ渦という特殊事情もあり、昨年度に引き続き2年連続で収入超過とすることができた。財務上の指標としては、日本私立学校振興・共済事業団の示す経営財務指標における、平成30年度の「B3」から3段階上の「B0」（14段階の上から4段階目）になることを目指している。支出の年次計画において計画最終年度に、令和元年度予算比10%削減を実施することによって収支バランスの確保を目指している。

現在、経費の節減等により、前年度比で着実に改善されているものの、財政収支の抜本的改善へはまだ至っていないため、今後も本計画を着実に実行する。

#### ▶エビデンス

- 【資料 5-4-①】 第二期中期計画  
第二期中期計画財務計画
- 【資料 5-4-②】 寄附行為

#### (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

経営現状を確実に把握し、大学本来の教育研究活動を継続的かつ計画的に行い、学生サービスを充実していくため、経費面での継続的な節減・効率化を図る。予算編成においても中期計画に沿って予算編成を策定し、収支バランスの健全化を目指す財政運営を行い、持続可能な財政基盤を築いていく。

そのために第二期中期計画を基本として、収入については学生募集強化、改革総合支援事業など補助金獲得に努め、支出においては段階的な経費抑制方針により運営を進める。

併せて学生の満足度を高め、教育の質保証を担保し教学改革を行い、入学者を確保する一方で、除籍者、休学者、退学者の減少を図り、納付金収入の維持に努める。

### 5-5. 会計

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 5-5の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

##### (2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-5-① 会計処理の適正な実施

法人の会計処理は学校法人会計基準及び経理規程、調達規程、予算管理規程など財務関

係規程に基づき適正に行われている。予算編成については、第二期中期計画に基づいた各科課室の運営計画案策定作業と併せて、予算案編成作業を毎年12月から開始し、策定された大学全体の事業計画及び予算案については、常任理事会の議を経て毎年3月に開かれる評議員会の意見を踏まえた上で、理事会において最終決定される。

予算の執行状況については経理課において月次単位で予算管理表を作成し、各科課室にフィードバックし、相互に予算執行内容を確認している。また3か月毎に開催される月次決算検討会では理事長・学長、学内理事、部長級職員をはじめ、監事も出席し予算執行内容等を確認している。

なお、予算執行の中で新たな計画等が発生した場合など、必要に応じて補正予算を編成し、理事会、評議員会に諮ることによって適正に実施されている。

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

計算書類、財産目録などは、法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用において、株式投資等は行っておらず、銀行預金のみで運用している。資産運用規程に基づき適切な会計処理を行い、安全かつ適正に管理している。月次決算書を毎月適時に作成し、総務部長及び経理課長より理事長へ報告している。また、3か月毎に開催される月次決算検討会においても関係者に予算執行状況、資産運用状況などを報告している。

年度末に監事による監査と、監査契約を締結している公認会計士の会計監査を受け、適正であることを確認し、理事会での承認によって厳正な会計処理の実施を担保している。

##### ▶エビデンス

- 【資料 5-5-①】 経理規程  
調達規程  
予算管理規程

- 【資料 5-5-②】 資産運用規程  
本学ウェブサイト

#### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画に従って各年度に予定される事業に関わる予算編成を可視化し、的確に行うとともに、諸基準、規程に従い適切な会計手続きを行うことが必要である。これらの予算編成、執行に伴う会計手続きを厳格に行ってきたが、ITシステムの充実に合わせてさらに会計処理及び管理の充実に図っていく。

#### [基準5の自己評価]

本法人は、関連の諸規程によって統括され、理事会の決定を踏まえ、第二期中期計画とそれに紐づく年次事業が計画的に実施されることで、経営の規律と誠実性が担保されている。また、管理運営は、最高意思決定機関である理事会の決定を踏まえ、理事長・学長のガバナンスの下、事業を総括し、使命・目的等の実現に向けて、事務局が分掌に応じた業務執行を継続的に努力している。業務の執行にあたっては、運営委員会や教学委員会等を

通して、法人と教学部門の適切な連携を図っている。

事業内容については、理事会、評議員会、監事によって適切な検証が行われている。財務運営については、第二期中期計画において総合的な収支バランスを図り、安定した財務運営を目指している。予算執行についても必要な規則などを整え適正な会計処理を実施している。会計監査体制及び実施については、公認会計士、監事により適切に実施され、法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックの強化を図っている。

以上のことから本学は、経営の規律、誠実性が担保され、財務基盤が確立しており「基準 5. 経営・管理と財務」の趣旨を満たしていると評価できる。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、内部質保証によって教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するために自己点検・評価に関する規程を設け、内部質保証を担保する組織として「自己点検・評価委員会」を設置している。令和5年度の高等教育評価機構の認証評価受審に備え、その認証評価項目を踏まえ、「福島学院大学自己点検・評価報告書」として、大学・短期大学部と合同で発行した。

内部質保証のための責任体制は、理事長・学長のガバナンスのもとに、担当部署が担当項目を点検・評価する体制が確立されている。

#### ▶エビデンス

【資料 6-1-①】 自己点検・評価に関する規程

##### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 29(2017)年度に日本高等教育評価機構で認証評価を受審して以降、令和元(2019)年度まで認証評価項目に基づいた自己点検・評価活動が実質的に行われてこなかった経緯がある。そのため、自己点検・評価の活動において再検討を要する項目が数多く含まれていたが、令和2年度より日本高等教育評価機構の評価項目に適合した自己点検・評価報告書を作成しており、当該年度以降は教職員及び各部署における定期的な点検活動を実施する等、内部質保証の活動に積極的に取り組んでいくとともに、実施体制の整備と強化を図っていく。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、年次事業計画及び中期計画に基づき、内部質保証の自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書は、令和2年度に設置された外部評価委員会において第三者評価を得た上で、その評価については学内で共有され、本学ウェブサイトで学内外に公開されている。

令和2年度以降の自己点検・評価報告書においては、内部質保証の自主性・自立性の拡充を目指して「本学独自の評価項目」を設けた。

恒常的な内部質保証の取り組みとしては、FD・SD研修会の中で、テーマを設けて定期的に自己点検・評価を行い、結果を共有している。

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学籍、入学者選抜、キャリア支援、健康管理、財務などについて、部署ごとに、現状把握のための調査・データの収集・蓄積が行われ、当該部署が分析を行っている。

令和2年度よりIR業務は教務課が所管し、従来学長室で行ってきた授業評価アンケート、企画室で行ってきた学修行動と学生生活にかかる実態調査について実施・集計している。集計結果は、教学委員会での報告により全学的な共有が図られるとともに、学修支援や学生生活支援といった教学運営に係る業務の執行や、経営上の企画立案等に活かされている。

#### ▶エビデンス

【資料 6-2-①】 自己点検・評価に関する規程

本学ホームページ

【資料 6-2-②】 業務組織規程

#### (3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の更なる改善のために、理事長・学長のガバナンスのもとに今後も「自己点検・評価委員会」を中心として自己点検・評価を実施して行く。実施された自己点検・評価については、その結果を学内で共有していくとともに、法令に定められた期間ごとに、認証評価機関による評価を受審し、社会に対する大学の説明責任を果たしていく。これらの評価結果ないし外部評価委員などからの意見等も積極的に取り入れ、内部質保証のための指針としていく。

なお、IRの重要性に鑑み、令和2年度より、業務組織規程上IRを職務に含めることにした教務課を増員し、教学改革に資する教学IRを展開している。

その上で学長・理事長の教学・経営上の意思決定や、教学・経営の両面における各種の改善をサポートする情報提供、施策提案に取り組んでいく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性
--

本学の教育研究及び大学運営の基本となる組織である教学委員会、運営委員会、常任理事会において、全学的な課題と点検評価の取り組みの進捗状況及び自己点検・評価の結果(及び認証評価の結果)について学内共有し、改善が必要と認められるものについて、その改善に努めている。

今後は、自己点検・評価委員会と連携した全学的な自己点検・評価のPDCAサイクルの構築に努めていく。

#### ▶エビデンス

【資料6-3-①】 自己点検・評価に関する規程  
教学委員会規程

##### (3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

令和3年度に、大学、学科ごとのアセスメントポリシーが策定されたことを起点として、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルを構築し、その機能を活用することによって大学運営の改善・向上を図っていく。

#### [基準6の自己評価]

令和2年度は、外部評価委員会を設置・開催し、「自己点検・評価」に対する第三者評価制度を内部質保障の組織体制として整備したが、今年度は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有について、体制の整備と強化を図っている。

以上のことから本学は、内部質保証の組織体制、自己点検・評価について、適切に整備、実施しており、「基準6 内部質保証」の趣旨を満たしていると評価できる。



#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域における連携・支援事業（地域連携センター）

##### A-1. 地域における連携・支援事業

###### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

###### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-① 浪江町復興支援の連携事業

令和 2 年 10 月から、浪江町の商品開発をテーマにした連携授業を新設。令和 3 年 3 月に浪江町と連携協定を締結し、令和 3 年度も連携授業を継続した。また、浪江町にてコスモス畑の整備に協力したほか、情報ビジネス学科の被災地研修を実施するなど、大学のリソースを活かして地域に根ざした学びの機会を提供している。

浪江町のほかにも、商品開発／メニュー開発／イベント企画運営／関係人口構築など様々な形で自治体や企業との連携を進めている。

##### A-1-② 浪江町との連携授業

浪江町との連携授業は、情報ビジネス学科 2 年次選択科目「グラフィックデザイン演習Ⅱ」（担当教員：木村信綱教授）において、令和 2 年 10 月より全 4 週（8 コマ）で開講した。未活用の産品を用いた浪江町の新特産品開発をテーマに、株式会社良品計画と浪江町の協力のもとでカリキュラムを開発。受講学生を 4 名程度のチームに編成し、チームごとに商品提案をプレゼンテーションした。

連携授業 2 年目を迎えた令和 3 年度は、浪江町産の「酒粕／エゴマの葉茎／色付きの悪い唐辛子」を活用した道の駅の新商品をテーマに開講し、学生たちのアイデアで新たな商品提案をプレゼンテーションした。

##### A-1-③ いちいとの連携授業

株式会社いちいと福島学院大学は、令和 2 年に連携協定を締結した。いちいとの連携授業は、情報ビジネス学科 2 年次必修科目「経営概論」（担当教員：坂本恒夫特任教授、木村信綱教授）において、令和 3 年 10 月から全 15 コマで開講した。学生にとって身近な食品スーパーの経営戦略や地域との関わりなどについて詳しく学ぶカリキュラムを開発。いちいが実際に進めている新規事業の PR 用ポスターを提案したり、社会福祉系 NPO 法人との連携施策を提案するなど、グループワークや演習を多く取り入れたほか、キャンパス最寄の店舗の見学なども実施した。

##### A-1-④ 土湯温泉との連携授業

震災と原発事故の風評対策事業として情報ビジネス学科でフリーマガジン「若旦那図鑑」の企画編集を担当したことがきっかけで、土湯温泉観光協会と福島学院大学は、平成 29 年に連携協定を締結した。土湯温泉との連携授業は、令和 2 年度から情報ビジネス学科 2 年次選択科目「イベントプランニング」（担当教員：浅野鉦太非常勤講師）において、前期 15 コマで開講。受講学生たちが土湯温泉の「夏祭り」の企画運営を通じてイベント開催の

ノウハウを学んでいる。令和3年度も内容を継続し、夏祭りを7月31日に開催した。

#### A-1-⑤ その他の地域連携

情報ビジネス学科では、年間に50件以上の地域連携プロジェクトを実現している。学外の企業・団体からの依頼を随時受け入れており、その都度、有志学生を募ってプロジェクト値チームを編成している。依頼内容は、デザイン制作やイベント企画運営など多岐にわたっており、様々な分野で学生が活躍している。

令和3年度の主な連携プロジェクトは以下のとおり。

##### <デザイン制作>

- ・KFB 福島放送の新番組「シェア！」のロゴマーク制作
- ・福島市アクティブシニアセンターアオウゼの展示場ロゴマーク制作
- ・伊達市梁川町「やなびあ」ロゴマーク制作
- ・菓匠清泉堂「しゃがむ土偶クッキー」パッケージ制作 など

##### <ブランド構築>

- ・ジェラート「MOTTAI (モッタイ)」プロデュース
- ・飯野町「UFOのエレファントガーリック」プロデュース など

##### <まちづくり>

- ・福島県「農村の関係人口受け入れ体制支援事業」
- ・伊達市高子地区ハロハロマーケット運営
- ・本宮市「全国まゆみちゃんプロジェクト」 など

##### <イベント企画運営>

- ・飯坂温泉「真尋ちゃん総選挙」企画運営
- ・福島信用金庫「伊達な美食マイスター」事業
- ・「ちいきん会」オンラインイベント企画運営 など

### (3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

浪江町での商品開発、連携授業、コスモス畑の整備を継続する。また、令和4年6月に開所する福祉複合施設を軸にした連携を模索する。

現在、以下の地域における連携・支援事業を進めている。

- ・伊達市・浪江町・飯坂温泉・土湯温泉等との連携協定を締結による観光振興
- ・広く市民が地域の実情や課題を共有するための公開講座の開催
- ・NPO法人など様々な機関、団体と連携協定を締結
- ・国内外の研究者の受け入れ

以上のいずれもが教育と結びつき展開されていることから、本学が社会貢献機能の高い教育を実施していると評価できる。

## A-2. 大学としての地域貢献

### (1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

## (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### A-2-① こども図書館の開館

「こども図書館」は、「豊かな感性と心、知的好奇心を育むために、様々な絵本等を配備し、日常的に親しむ機会を増やすことで教育・保育の充実を図る」、「本学のこども学科、保育学科の学生に園児への読み聞かせなどを通じた実感のある学びの提供や言葉の力の育成を図る」、「地域の子育て支援の拠点として地域の親子がこども図書に親しむ場を提供する」の3点をねらいとして令和3年10月13日に開館した。蔵書は本学の講師や本学同窓会、市内の企業からの寄贈によるこども図書を中心に現在約600冊である。こども図書は、すべて表紙が見えるよう「面出し」による配架をしている。洋風2階建ての建物全体が図書館となっており、学生、子ども、保護者、地域住民の誰でもが気に入ったこども図書を気軽に手に取り家庭的な雰囲気の中でリラックスして本の世界に浸ることができるようにしている。

また、教材研究のための学生へのこども図書の貸出は随時行っているが、園児や保護者、地域住民へ週2回の図書の貸出も行っている。こども図書館の運営に当たっては、こども学科・保育学科の学生による認定こども園学生サポーターが取り組んでおり、こども図書の貸出や整理などを行っている。教育・保育実習に向けて、こども園の園児に読み聞かせを行ったり、こども図書の教材研究を行ったりするなど、実践力を磨く時間となっている。

さらに、開設を記念して、子どもの「話し言葉」を育てる活動を展開する山根基世氏（元NHKアナウンサー）を招聘し、こども学科、保育学科の学生を対象とし「子どもの言葉の育ちと絵本の読み聞かせ」をテーマにした特別講演を開催した。講演受講により学生のこども図書館を活用しての実践的学びへの意欲がさらに高まった。

こども図書館は、開館後約8ヶ月であるが、すでに学生の学び、子どもの学びや育ち、地域の子育て支援の拠点の観点から効果が上がってきており、本学や認定こども園運営の大きな柱となっている。

### A-2-② 学生による読み聞かせと地域の子育て支援

こども図書館は、こども学科や保育学科の授業において、園児との触れ合いや園児への読み聞かせの実践に大いに活用されている。特に、こども学科の「保育実習指導」や保育学科の「会話演習」等で、日常のこども園の園児を対象としたこども図書の読み聞かせなどの活動は、講義室での講義や模擬演習、緊張感のある保育施設での実習とは異なり、学生にとって子どもの存在を身近に感じながら繰り返し実感のある実践ができる貴重な機会となっている。子どもや保育の仕事に対しての夢が膨らみ、将来のキャリア形成に向けての意欲や自信につながる学びへと結びついている。

また、学生の読み聞かせについては、本学や本学附属認定こども園において活動し主体的に「読み聞かせ」に関わっていく学生の姿を目指している。

また、本学子育て支援センターの機能や附属認定こども園の子育て支援事業とも連携を図りながら、近隣の子育て世帯にも図書館を開放し、子どもと保護者が絵本を楽しむことによって子育てを支援する場の提供や、絵本の貸出などを行っている。保護者や地域の親子が楽しみに集まってくる場所となっており、地域の子育て支援にも貢献している。

### A-2-③ ふくしま子どもの心のケアセンターを開設

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故は、発災から10余年経過した現在においても、特に心理面において引き続き県民に根深く影を落としている。心の復興は着実に進んでいるものの未だ道半ばである。また、福島県や福島県立医科大学、ふくしま心のケアセンター等個々の機関が支援に力を尽くしてきたが、一元化されたサポートができる機関が組織化されてこなかった。そんな中、令和3年4月に本学福島駅前キャンパスに「ふくしま子どものこころのケアセンター（以下、センターと呼ぶ）」が設置された。同センターは一般社団法人福島県精神保健福祉協会が福島県から事業委託され運営している。本県の子どものこころのケアを一元的に管轄する公設の機関が学内に設置されたことは本学にとって非常に意義深いことである。これまで本学は大学院、福祉学部および大学院附属心理臨床相談センターを中心に子どものメンタルヘルスの維持向上に臨床、研究の面から貢献してきた。この知見を生かして、令和3年度より本学と同センターの共同研究（「児童生徒を対象とした『こころの授業』の実践効果の検討」他）も進められている。また、同センターはアウトリーチ（出向く支援）によって子どものメンタルヘルスに貢献しており、各種事業に本学教員も参画している。

#### (3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

##### A-2-①②の改善・向上方策（将来計画）

○こども図書館を活用した更なる地域貢献に向けて

こども図書館の開館後、園児の絵本に対する興味・関心の高まりや本学学生の子ども理解の深まり、読書活動に対する地域の方々の期待など、様々な成果が表れてきている。

令和4年度は、新たに「読み聞かせプロジェクト」を立ち上げ、以下の点からこども図書館が地域はもとより、本学が位置する福島市の子どもたちの読書活動を推進する場となるよう取組を広げる計画である。なお、本プロジェクトの実効性を高めるためには、福島市教育委員会や福島地区小学校長会、福島地区学校図書館研究会などとの連携が不可欠である。事前に十分説明を行い、本学の地域貢献の果たす役割について理解と協力を仰ぐよう努める。

「読み聞かせプロジェクト」の3つのねらい

- ①こども学科・保育学科の学生が読み聞かせを行うことを通して、技能の向上はもとより、自らの感性を磨くとともに、「言葉の力」やコミュニケーション能力を高める。
- ②こども学科・保育学科の学生が読み聞かせを行うことにより、子どもたちの豊かな感性や心、知的好奇心を育み、「言葉の力」の基礎を培う。
- ③こども図書館が地域における読み聞かせの拠点となることを目指す。

この3つのねらいを達成するために、具体的に以下4つのアクションを展開する。

《アクション1》本学の授業の中に「読み聞かせ学習会」を位置付ける

学部・学科を越えた教員によるプロジェクトチームを立ち上げ、こども学科及び保育学科の授業等の中に「読み聞かせ学習会」を位置付ける。この学習会を通して学生の読み聞かせの技能向上を図るとともに、感性や「言葉の力」等を豊かにする。

《アクション2》小学校や幼児施設等で読み聞かせを実施する

こども学科の学生が、市内の公立小学校に出向き、定期的に「朝の読書タイム」や「放課後の時間」などに読み聞かせを実施する。また、保育学科の学生が、市内の幼児施設等で読み聞かせを実施する。実施状況を踏まえ、少しずつ対象を拡大していく。

《アクション3》地域住民参加による「読み聞かせ研究会」（仮称）の開催を目指す

福島地区学校図書館研究会を始め、市内で活動している様々な読み聞かせサークルや学校司書等に声かけし、こども図書館を実際に見ていただく。こうした視察をきっかけとし、将来的にこども図書館が地域の読み聞かせの拠点となることを目指していく。

また、本学の千葉記念ホール（定員300余名）を活用し、地域の方を招待した読み聞かせのイベントも企画していく。

《アクション4》

幼児・児童にふさわしい絵本や珍しい絵本を定期的に購入し蔵書の充実を図るとともに、季節等に応じた館内ディスプレイを工夫するなど、こども図書館が夢あふれる「絵本の家」となるよう更なる魅力化に努める。

**A-2-③の改善・向上方策（将来計画）**

前述の通り、本学は、ふくしま子どもの心のケアセンターの支援事業に参画し、共同研究を進めているところではあるが、さらに支援事業への参画と共同研究について質量ともに高めていく。

具体的には、令和3年度中に、同センターの事業に参画しながら、本学が主体となった研究について科研費申請し（「発達障害理解を難しくする”運用上の特性”の存在の解明」挑戦的研究（萌芽））、令和4年度8月頃から研究が始動できるように準備を進めている。また、本県の子どものメンタルヘルスを一元的に管轄する同センターが学生の学修の場に設置されたことは教育的にも非常に意義深く、公認心理師、臨床心理士を養成する福祉学部福祉心理学科、大学院心理学研究科において福島の今を学ぶ実習協力機関として連携を行う。令和4年度後期より、心理系の実習（大学院開講科目「心理実践実習」福祉学部福祉心理学科開講科目「心理実習」）を開始する計画である。同センターが実施する「こころの授業」や地域に出向いてのケースカンファレンス等に参画し、福島の子どもの実態と、支援のあり方について実践的に学び考察を深める機会とする。

**[基準Aの自己評価]**

高等教育機関である大学は、保証された質の高い教育を提供することが第一義であるが、本学は地方の私立大学として、教育の質保証とともに「地域に選ばれる大学」「地域になくはない大学」であることを重要な指針にしている。

現在展開している地域連携事業は、大学での学生の学びを地域が抱えるさまざまな問題につなぐ機会であり、地域の現状を学生が実感を持って知る機会にもなっている。また、こども図書館や「読み聞かせプロジェクト」のように、地域の子育てを支援する拠点を形成することによって、一層の教育環境の豊かさへと展開させていく予定である。

## V. 特記事項

### 1. 新学部設置に向けての設置認可申請書を提出

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、人的、物的ともに膨大な影響を被災地にもたらしたことはもとより、大学運営にも甚大な被害をもたらした。特に福島第一原子力発電所の事故に端を発する福島県の特異な被災状況と、原発事故以降現在も続く風評被害は、浜通りの原発から 63 km 離れた県都福島市に位置する本学の大学運営にも、いまだに大きな影響を与えている。

福島県では依然として深刻で複雑な課題が山積する状況にあるが、これらの課題を集約するかのように表面化しているのが、人口減少問題である。「福島県の推計人口」の平成 23 年 1 月と令和 4 年 1 月のデータによれば、福島県は震災以降の 11 年間で約 22 万人の人口が減少している。特に、進学・就職期の若者（20～24 歳）の東京圏への流出の割合が大きい現状は、大学の定員未充足を招き、地方大学の衰退、ひいては地域の成長の原動力を失うことにつながりかねない。これらの状況に対応するためには、地域における若者の修学を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るための地方創生に資する魅力ある地方大学が必要である。

以上の点から、本学は福島にある地方私立大学として、地域ならではの強みと魅力を活かし、また実効性のある地域貢献を目指し、経営学、経済学、政策学等を中心としたマネジメントを体系的に教育し、持続可能な地域の創生と活性化に貢献する人材を養成する学部として新たに「マネジメント学部」を設置することとした。

令和 3 年 9 月に「新学部設置準備委員会」を設置し、令和 4 年 3 月に新学部設置認可申請書を提出した。

### 2. 復興、地域振興を考える授業の実施

令和 2 年に引き続き、令和 3 年 10 月、短期大学部情報ビジネス学科 2 年生の選択科目（グラフィックデザイン演習Ⅱ）において、株式会社良品計画（ソーシャルグッド事業部）の協力を得た授業を全 4 回にわたり実施した。浪江町の特産品のうち、未活用で廃棄されている「酒粕、エゴマの葉茎、色付きの悪い唐辛子」を活用した道の駅なみえの新商品をテーマに、チームに分かれてプレゼンテーションした。提案した商品は販売実現を目指して継続して取り組んでいく。また、令和 3 年 12 月に情報ビジネス学科 2 年生の研修として浪江町・双葉町で被災地学習を実施した。

この他、情報ビジネス学科では、福島県内の中山間地域の関係人口受入支援体制強化支援にも取り組んでいる。令和 3 年度は、只見町と石川町において、課題抽出や情報発信に関するワークショップを現地開催した。

## VI. 参考資料

### 【福祉学部】

#### ○福祉心理学科 三つのポリシー

##### 入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、探求心を持って地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、対人援助職を目指す人を募集する。

**入学前に身につける能力・素養** →文部科学省が示す学力の三要素の明示

#### 1. 知識・技能

高等学校までの履修内容について、科目の偏りがなく総合的に身につけている。

#### 2. 思考力・判断力・表現力などの能力

- (1) 現代社会に関心をもち、物事を筋道立てて考えることができる。
- (2) 課題やテーマについて調べ、分かったことや気づいたことを他者に伝えることができる。

#### 3. 主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度

- (1) 自分の目標を持って意欲的に学ぶことができる。
- (2) 他者を尊重することができる。
- (3) 他者と協力して課題に取り組むことができる。

#### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、福祉心理学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性（学力の三要素）を入学者選抜において確認する。

#### 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、福祉心理学科の入学者選抜において評価する。

##### 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

#### 卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参加型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。

・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

## 2つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学修が可能である。

### 1. 教養教育科目

・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。

・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

### 2. 専門教育科目

・1～4年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

・学外実習や地域ボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。

## 成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベルや科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

## 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

福祉心理学科の教育研究上の目的に基づき、福祉心理学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、福島学院大学学則に定める卒業に必要な要件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士（福祉心理学）」の学位を授与する。

**DP 1. 総合力：**人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

**DP 2. 問題発見・解決力：**現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

**DP 3. 構想・構築力：**新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

**DP 4. コミュニケーション力：**学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

**DP 5. 実践力：**対人援助職としての専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

## 〇こども学科 三つのポリシー

### 入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）とHospitality（思いやり）の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的



に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来保育者を目指す人を募集する。

### 1. 知識及び技能

- (1) 専門科目を学ぶために必要な「音楽」、「家庭」の基礎的な内容を理解していること。
- (2) 読解力や語学力の基礎となる「国語」を通して、聞く、話す、読む、書くという基礎的なコミュニケーション能力を身につけている。また、実務的な計算能力があること。

### 2. 思考力・判断力・表現力等

子どもや子どもの環境に関する問題について、知識や情報を基に論理的に考察し、判断したり、行動したりすることができること。

### 3. 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

子どもや子どもの環境に対する強い興味と関心を持ち、将来、保育者として子どもの福祉に貢献したいという意欲がある。学修課題に積極的に取り組み、主体的に学ぶことができること。

以上のような入学者を選抜するために、本学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある人を、あらゆる地域から迎え入れ、筆記試験（小論文を含む）、面接、書類審査等を取り入れた多様な入学者選抜を実施する。

## 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

こども学科は、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、次に掲げる体系的な教育編成を構築している。

### ①総合力

保育士ならびに幼稚園教諭になるために必要な専門的知識、技能・技術を座学と演習、及び実習により学ぶ。乳幼児の保育・教育ならびに子育て支援、子どもや子育て家庭を取り巻く福祉問題など幅広い視野から理解できる思考力・判断力を身につける。

### ②問題発見・解決力

子どもを取り巻く環境の変化に関心を持ち、子どもに関する身近な問題を見つけ、その解決方法を検討する。

### ③構想・構築力

ゼミナール、卒業論文・卒業制作を通じ、学士（こども学）に相応しい論理的思考により、子どもと子どもの環境についての学びの集大成を形にする。

### ④コミュニケーション力

子どもの最善の利益を獲得するための、保護者との協働による保育実践は、密なコミュニケーションから生まれる。大学全体の教職員との挨拶から始まる日々のコミュニケーションを大切にすることで、コミュニケーション能力を培う。

### ⑤実践力

1年次から2年次までの座学と演習をもとに、3年次からの学外実習において保育・教育の実践を行う。その実践の省察からの学びを次への課題として新たな実践を行うことで

実践力を身につける。

### 成績評価の可視化（みえる化）

・成績評価は、教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえておこなう。

### 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

本学の教育研究上の目的に基づき、こども学科における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士（こども学）」の学位を授与する。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力・実行力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を協働により実現する力

DP5. 実践力：保育・教育の専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

### 【大学院】

#### ○臨床心理学専攻

### 入学に関する基本的な方針(アドミッションポリシー)

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）と Hospitality（思いやり）の体得に努め、広く地域に根差し、自らの高い知識と高度な技能を生かして社会に貢献しようとする学生、高度な専門性を発揮するために、公認心理師国家試験受験資格や臨床心理師受験資格の取得を目指している学生を募集する。

入学前に身につける能力・素養

#### 1. 知識・技能

（1）本学大学院の専門的な教育の基礎となる、学部卒業水準の臨床心理学及びその周辺領域に関する知識・技能。

（2）本学大学院での学習に必要な高度な論理的思考力・判断力・表現力

（3）本学大学院での学習を身に着けるための主体性・協働性

入学者選抜の方針

・入学者選抜では、本学大学院で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。

・入学後の学修の基礎となる学部卒業水準の知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、及び主体性・協働性を入学者選抜において確認する。

### 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を入学者選抜において評価する。

### 教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

大学院心理学研究科はその専門性において、修了認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

なお、公認心理師及び臨床心理士養成に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に、公認心理師国家試験受験資格、臨床心理士試験受験資格を得ることができるよう教育課程を編成している。

#### 修了認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく(エビデンスベース)思考力と総合力を身につけるための、充実した教育の編成。
- ・演習・修士論文研究指導や学生参画型対話型教育(アクティブラーニング)などの双方向型授業と多領域にわたる実践的学習である実習を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・学生の主体的学びを構築するために、レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。

#### 4つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、臨床心理学基礎科目・臨床心理学応用科目・臨床心理実習科目・研究指導科目に大別され、修了認定・学位授与のための体系的学習が可能である。

①臨床心理学基礎科目→DP1及び2の総合力、問題発見・解決力に関連する科目、資格取得科目を含む。

- ・広い視野に立ち、臨床心理学的支援の基礎となる基本的視点と態度に関する知識・技能を提供する。
- ・基礎科目によって、高度で専門的な職業人となるための基礎的知識及び技能を修得する。
- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

②臨床心理学応用科目→DP2、3及び5の問題発見・解決力、構想・構築力、実践力に関連する科目、資格取得科目を含む。

- ・応用科目によって、現代社会の状況を分析し、臨床心理学的問題の発見と支援のあり方に関する新たな視点を提案できる専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。
- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

③臨床心理実習科目→DP4、5のコミュニケーション力、実践力に関連する科目、資格取得科目を含む。

- ・学内外の実習機関において、臨床心理学的な支援について実践・考察する機会を提供する。
- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

④研究指導科目→DP1～5のすべてに関連する科目

- ・問題を発見し、探究する上での倫理的な視点と態度を修得する。

- ・データから新たな知見を見出し、展開していく力を修得する。
- ・「福島学院大学大学院修士論文に係る評価基準」を踏まえて行う。

### 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

大学院の教育研究上の目的に基づき、学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、大学院規則に定める修了に必要な条件を満たした者に対して修了を認定し、「修士(臨床心理学)」の学位を授与する。

- DP1. 総合力:人間やその環境及びそれらへの対応に関する高度で幅広い知識を身につけ、広い視野から臨床心理学的問題について理解することができる思考力・判断力
- DP2. 問題発見・解決力:現代社会に関心を持ち、臨床心理学的な課題を発見、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度
- DP3. 構想・構築力:新たな問題について、エビデンスに基づく分析をおこない、理論を構築・展開する力
- DP4. コミュニケーション力:学びによる能力や素養を活かすために、他者や状況理解に関する高度な視点と態度を持ち、今日的な課題に積極的に対応していく力
- DP5. 実践力:専門性を実践するために必要な高度な知識・能力・技能を応用していく力

### 【短期大学部】

#### ○保育学科

### 入学に関する基本的な方針(アドミッションポリシー)

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)と Hospitality(思いやり)の体得に努め、将来の保育者として探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

#### 入学前に身につける能力・素養

- ①保育学科の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能  
高等学校卒業程度までの基礎的な学力を有し、保育・幼児教育を学ぶにあたって知識・技能を適切に展開できる。
- ②保育学科での学修に必要な論理的思考力・判断力・表現力  
これまでに学んできた知識や技能等を活用し、課題に取り組むことができる思考力・判断力を持ち、自分の考えや思いを他者に伝えるための表現力を備えている。
- ③保育学科での学修を身につけるための主体性・協働性  
保育・幼児教育への学習意欲を強く持ち、学んだ知識・技能を用いて積極的に人々と関わり、地域・社会に貢献しようとする意志がある。

#### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、保育学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

## 評価方法の比重

「福島学院大学短期大学部入学者選抜規程」に基づき、保育学科入学者選抜方針を定め、入学者選抜を実施する。入学者選抜においては、「入学前に身につける能力・素養」の「①～③」を、書類審査・面接・小論文により総合的に評価する。

### **教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)**

保育学科は、保育・幼児教育分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築しています。なお、「教員免許課程」及び「指定保育士養成」に基づく教育課程を履修し、単位を修得した者に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるよう教育課程を編成している。

#### **卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成**

- ・すべての学生が根拠に基づく(エビデンスベース)思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育科目を編成。
- ・演習、実践、学生参画型対話型教育(アクティブラーニング)などの双方向型授業を主体とし、問題発見・解決力、構想・構築力、コミュニケーション力、実践力を培う専門教育科目を編成。
- ・教養教育科目と専門教育科目における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオ・履修カルテなどによって可視化(みえる化)。

#### **2つに大別される科目及びプログラム**

カリキュラムは、教養教育科目、専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能。

##### **①教養教育科目**

- ・広い視野に立ち、短期大学士力の基礎となる基本的な教養(アカデミック・ツール)を提供する。
- ・1年次の初年次教育によって、リテラシー(読む・書く・話す)及び情報リテラシーを修得する。

##### **②専門教育科目**

- ・2年次までの専門教育科目によって、保育・幼児教育に関する研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のための高い知識・技能の修得を提供する。
- ・保育・教育実習などの学外実習やボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。
- ・本学附属施設の認定こども園、子育て支援センターや地域の福祉施設、保育・教育関連機関と連携をし、実践型学習の機会を提供する。

#### **成績評価の可視化(みえる化)**

- ・教育課程や科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて行う。

### 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

保育学科の教育研究上の目的に基づき、保育学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(保育学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力:保育・幼児教育を学ぶ者として、人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力:子どもの成長とそれを取り巻く現代社会に関心を持ち、保育・幼児教育や乳幼児の発達に関する課題を見だし、解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力:近年の子どもと子どもに関する社会等の新たな問題とその背景を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力:学びによる能力や素養を活かすために、子ども、保育者、保護者、地域の方々といった子どもの成長にかかわる他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力:保育・幼児教育に関する専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

### ○食物栄養学科

#### 入学に関する基本的な方針 (アドミッションポリシー)

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity (真心=偽りや飾りのない心) と Hospitality (思いやり) の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

#### 入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・食物栄養学科では、さらに自然科学系教科の基礎知識が必須であり、高等学校卒業程度の化学・生物学・数学の基礎力
- ・やり始めたことは最後まで責任を持って成し遂げる、忍耐力・精神力・責任感・体力
- ・食を通して地域社会に貢献するために、学び続けようとする強い熱意

#### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。
- ・全ての入学者選抜において、出身校の調査書、小論文、面接をもとに選抜を行なう。推薦選抜では小論文、面接を重点に置いて選抜を行い、総合型選抜、一般選抜は3つの要素をもとに選抜を行う。

## 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、入学者選抜において評価する。

### 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

本学は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、学科ごとに体系的教育編成を構築している。

#### 卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるための、充実した教養教育の編成。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

#### 3つに大別される科目及びプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目・体験・実習型科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能。

##### ①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）及び情報リテラシーを修得する。

このことを実現するために食物栄養学科では、基本的な教養を身につける教科、12教科を配置し、短期大学士力・栄養士力の基礎を涵養する。

##### ②専門教育科目

- ・1～2年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに、資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。

具体的には、食の基本、生理・生化学の基本を修得することを目的とした17の専門基礎教育科目、栄養・調理などの修得を目指した15の専門教育科目によって論理的な思考力を涵養し、座学教科を基に、「実習」を通して研究能力、専門的職業能力を育成する。このことで、栄養士資格取得へ向けて必要とされる高い知識と技術を修得する。

##### ③体験・実践型科目

- ・ボランティア、インターンシップ、リーダーシップ教育、留学など、地域と社会で実践的に学びまた貢献する機会を提供する。

栄養士資格取得必修教科である「給食管理実習」では、校内と学外において、それぞれ5日間ずつ実習を行い、給食の現場における判断力・実践力を培う。

加えて、「特別研究」によって、実社会における「食」への関わりや商品開発など、多面的な学習を進め、学内では修得できない様々な高い実践力を涵養する。

### 成績評価の可視化（みえる化）

・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

### 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

食物栄養学科の教育研究上の目的に基づき、食物栄養学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(食物栄養学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力：人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力：現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力：新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力：学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

DP5. 実践力：専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

食物栄養学科では、必要な単位の取得をして卒業が認められた学生は、栄養士資格の申請をすることが出来る。

### ○情報ビジネス学科

### 入学に関する基本的な方針（アドミッションポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity(真心=偽りや飾りのない心)と Hospitality(思いやり)の体得に努め、探究心をもって地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持つ学生を募集する。

### 入学前に身につける能力・素養

- ・本学の教養教育、専門教育の基礎となる水準の知識・技能
- ・本学での学修に必要となる論理的思考力・判断力・表現力
- ・本学での学修を身につけるための主体性・協働性
- ・状況の変化に対応できる柔軟性・粘り強さ

### 入学者選抜の方針

- ・入学者選抜では、本学で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- ・入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力・判断力・表現力、及び主体性・協働性(学力の三要素)を選抜において確認する。

### 評価方法の比重

「入学前に身につける能力・素養」を、入学者選抜において評価する。



### 教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

情報ビジネス学科は各学問分野の専門性において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的教育編成を構築している。

#### 卒業認定・学位授与に求められる体系的教育編成

- ・すべての学生が根拠に基づく(エビデンスベース)思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育を編成する。
- ・演習・ゼミナールや学生参画型対話型教育(アクティブラーニング)などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育を編成する。
- ・教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化する。
- ・学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化する。

#### 3つに大別される科目及びプログラム

##### ①教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養(アカデミック・ツール)を提供する。
- ・初年次教育によって、リテラシー(読む・書く・話す)及び情報リテラシーを修得する。
- ・生涯スポーツや国際理解を目的とした科目を開設する。

##### ②専門教育科目

- ・情報ビジネス学科の専門教育科目は、「情報リテラシーの修得」「コミュニケーション能力の修得」「ビジネス実務の修得」「地域課題の理解」「豊かな表現力の修得」の5つの分野で編成している。
- ・ビジネスの現場で即戦力として活躍できる資格検定の合格を目指す科目を提供する。
- ・専門性を高めるために、2年次にゼミナールを開設する。

##### ③体験・実践型科目

- ・インターンシップ実習、地域連携プロジェクト、ボランティアなど、地域社会と関わって実践的に学び、貢献する機会を提供する。

#### 成績評価の可視化(みえる化)

- ・教育課程レベル・科目レベルでの「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえて成績評価を行う。

### 学位授与の方針(ディプロマポリシー)

情報ビジネス学科の教育研究上の目的に基づき、学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、短期大学部学則に定める卒業に必要な条件を満たした者に対して卒業を認定し、「短期大学士(情報ビジネス学)」の学位を授与する。

DP1. 総合力: 人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

DP2. 問題発見・解決力: 地域社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

DP3. 構想・構築力:新たな問題を言語化又はモデル化し、それに対する分析や提案を行い、論理的に説明する力

DP4. コミュニケーション力:ビジネスゴールの達成のために、多様な年齢層・立場の相手と円滑にコミュニケーションする力

DP5. 実践力:専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

以上